

対象文書	項目	番号	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
次世代の電力システム構築へ向けて ～中間整理～（案）				電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発送電分離等を実施してきたものです。 今後、D XやG Xの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう、電力システム改革を次のフェーズに進めてまいります。
	総論			
		1	電力システム改革から約10年が経過し、様々な課題が山積している	
			（１）2011 年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機に、旧来の電力システムの抱える限界を克服しようとして始まった電力システム改革であるが、開始から約 10 年経過し、事業者間の競争促進や需要家の選択肢が広がったという声がある一方、電力事業を支える現場は疲弊していることに加え、電力需給逼迫が近年頻発するなど、供給力・価格・電力量を含めた安定供給確保に関しては大きな課題が山積している。 （２）また、旧一般電気事業者内でスムーズに行われていた垂直及び水平連携については、同改革の中で行われた電力自由化及び発送電分離を境に、各事業者において相互の連携が制約された結果、安定供給よりも行為規制を重視するようになり、連携すること自体への意識が年々薄れ、自組織内での最適化を優先する姿勢が露わになってきている。 旧一般電気事業者は以前に比べ存在感は低下し、我が国のエネルギー業界をリードできる事業者も育てていない状況であり、更に事業環境や市場環境については、パッチワークでの改革を進めた結果、複雑化し理解が難しくなっている等、同改革によって一体何が改善し、国民に対して真に利益をもたらしたのか、非常に見えづらい状況となっている。	
			本とりまとめ（案）において、かねてより投げかけてきた多くの課題に対し、慎重に議論を重ねてきた政府の真摯な姿勢を受け止めたい。他方で、電力システム改革を 10 年以上推し進めてきたにも拘わらず未だ課題が山積しており、解決どころか諸制度面や各主体の関係性等が複雑化し、同改革自体が失敗していることを政府は一層直視し向き合わねばならない。従前より検討してきた再エネを中心とした電源構成目標や展開している種々の制度設計が、小資源国である我が国の今後数十年にわたる電力供給の基盤を支えるシステムとして本当にふさわしいのか、最新の国際情勢も踏まえ今一度再検討するべきである。そして、安定供給を支える現場で働く者の意見を前広に取り入れた上で、電力の安定供給を損なわないことを大前提に、我が国のエネルギーの将来像を描いて頂きたい。	
		2	電力インフラを支える人材への投資を行うべき	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
			（１）本とりまとめ（案）において、安定供給と脱炭素の両立に向けた市場設計や資金調達の枠組みが示されたことを評価する一方で、電力インフラを実際に構築し、維持・運用するのは現場第一線の労働者であることを改めて認識すべきである。 （２）電力システム改革の序盤では、旧一般電気事業者を中心とした電力事業者が価格抑制を至上命題とされたことにより、人と設備への投資は過度に抑制され、多くの優秀人材や熟練技術者が電力業界を去っていった。その後、導入されたレベニューキャップや容量市場などは、労務費上昇のエスカレーションが認められていない致命的な問題があり、未だ電力関連産業の労働条件は他の建設業などと比して優位性はなく、熟練 技術者育成に年月を要する業界の特徴もあいまって、現場第一線においては労働力不足が深刻化している。電力関連産業で働く者は、次世代の電力システム構築どころか、数年後には現状の電力品質、即ち安定供給すら維持できなくなるという強い危機意識を共有している。 （３）こうした現状を踏まえれば、今後の電力システム制度設計（次世代の電力システム構築含め）においては、設備への投資スキーム同等かそれ以上に、電力インフラを支える「人」を維持・確保するための人的投資や、着実な技術継承を行えるよう労働環境整備を制度設計の柱に据えていくことが必要である。なお、いかなる自然災害においても土日祝日・昼夜を問わず現場へ駆けつけ電力の早期復旧へ労を厭わないことなど、国民生活・経済に対する電力労働者の「強い使命感」を堅持する必要があることも申し添える。	
		3	脱炭素電源へのシフトに取り組むべき	DXやGXの進展に伴い、電力需要の伸びが予測される中、脱炭素電気に対するニーズが高まっていくことが見込まれ、安定供給を実現するうえで必要となる脱炭素電源を整備していく必要があると考えています。
			GX・DX 推進が政府の基本政策であることを踏まえ、需要家のニーズが今後高まる可能性が高い脱炭素電源へのシフトを各電力事業者は注力しなければならない。他方、重要な脱炭素電源である原子力発電所の再稼働は、全国的に遅々として進んでおらず、再稼働に至っていない原子力発電所は、各電力事業者の財務的に大きな負担となっている。原子力同様、脱炭素電源として期待されている大型洋上風力についても公募入札第一弾では高コストを理由に大手商社と電力事業者が撤退を決定し、残りの案件についても落札した各社は非常に難しい局面に追い込まれている。しかし、こうした電力インフラ案件においてコストの問題だけに焦点を当て、エネルギー事業者としての社会的責務である「安定供給」を果たさないまま損得のみで事業からの撤退を許すようでは、我が国の国民生活と経済の基盤を支えていくのは難しいだけでなく、エネルギー安全保障や脱炭素電源の確保にも影響を与えかねない。	
		4	発電、送配電への投資を進めるため、官民で融資スキームを構築すべき	官民連携の下で必要な投資が進むよう、速やかに制度設計に取り組んでまいります。
			今後、各電力事業者は老朽化した水力発電所の大規模改修工事や、火力発電所の脱炭素・低炭素化改修工事、これに加え再エネの導入や原子力発電所のリプレース・新增設や、小型モジュール炉や核融合炉といった新技術を開発・投資していく等、多くの事業に取組まなくてはならない。 また、GX・DX 推進のためには電源だけでなく、併せて送配電事業者による系統拡充事業を着実に計画・実施していくとともに、安定供給のための老朽化した送配変電設備の更新工事も確実に行う必要がある。旧一般電気事業者の投資力はかつてより大きく脆弱化しており、予見性を伴わなければ長期的な巨額投資の実行が叶わない以上、机上での議論・検討だけでなく、融資がスムーズに行われるよう政府や金融機関等を含めた官民で調整しながら可及的速やかにスキームを構築・導入しなくてはならない。	
		5	電気料金の抑制に取り組むべき	電気料金については、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備し、国際的に遜色のない価格での電気の供給の実現を目指してまいります。
			p.3 四角囲み 2 行目の「安定的な価格水準で」を「安定・持続的に料金を抑制・低減して」に変更すべきである。 ・理由 参考；大場淳一「世界で蓄電池コストが低下、太陽光が常時電源に」 <i>メガソーラー・ビジネス</i> 2026/1/5 (1) 日本の電力自由化の主眼は、高コスト構造の是正にある。本件電力システム制度改革の方向性を「＜恒常＞安定的な＜高値＞価格水準＜維持＞で」に矮小化するのではなく、「電力料金の最大限の抑制」の志を堅持すべきである。この「最大限の抑制と持続的な低減」の可能性は、脱炭素な太陽光発電での急激な低コスト化により達成され、これからも伸びる。 (2) 激安蓄電池が加わる野立て太陽光発電は、社会的寿命が短い屋根置きとは対照的に40年運転が見込め、検討事項全 1 ～ 4 を解決する優れものであり、私算では、金利正常化時代の75\$/kWh蓄電池付き太陽光発電の 4 0 年LCCは～ 6 円/kWhであり、機械式ではないこの電子式発電設備は、液晶パネルと同じく、まだまだ改善される。	
		6	太陽光発電を主力にした脱炭素化技術・制度の急進展を踏まえるべき	国際的なカーボンニュートラルへの対応が加速化していることも踏まえて、安定供給を実現

		「国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化」を、「世界的な太陽光発電を主力にした脱炭素化技術・制度の急進展」に変更し、この段の先頭に移す。 ・理由 (1) カーボンニュートラルは、p.3の「脱炭素化」と同義であり、用語統一が必要であるが、それ以上に、電力システム設計の土台である発電技術や需給スマート技術の進展、ことに太陽光発電などの脱炭素化技術が引き起こした歴史的激変への的を射た検証・検討が必要である。 (2) 本件の電力システムの改革検証は、現状直面している〔少しの〕DX需要増加、〔倍半分は普通の〕燃料価格高騰、〔インフレ目標程度の〕物価高騰という電力経済の〔小〕変化に対し、既存既定の技術や市場制度で改善する〔当座しのぎの〕ものである。「次世代の電力システム構築」と高らかに称えるには、産業革命には匹敵しないが一般電気事業経営には脅威・目標となる、30年～60年先の技術・社会・経済合理的な望ましい電力産業の技術・制度の姿を一節に描くべきである。 (3) このため、今後も圧倒的低下が続く基本的脱炭素環境技術である太陽光発電コストの過激な進展を、制度的な炭素税や市場整備等の進展に加えて、検証・指摘すべきである。 (4) 資源可能性十二分な中山間地での激安化蓄電池を付設する過剰な太陽光発電は、電力の検討事項全1～4を解決する優れものである。 ① 晩秋向け余裕予備力を持ち蓄電池が加わる安定供給で超安い太陽光発電コスト エネ基意見箱No.360の第6項に、私算の儲かる40年生涯発電コスト5.1円/kWhを示した。この余剰の0.4兆kWhは廃棄でなく水素製造等へ有償売却できるし、3円/kWh程度の炭素クレジットが付けば、原価がただ同然になる。調達価格算定委員会等の太陽光コストや、昨今の万kWh級×万件もの蓄電所ブームがこの競争力を傍証している。 ② 太陽光発電のパワコンや電力設備を借兼用する付設蓄電池が増加させる売電コスト 私算で太陽光発電一強時代を想定し、パネル1kWに設置費6万円の蓄電容量4kWhの蓄電設備を付設する。パネル1kW当たり年間発電量1300kWhで、耐用年数40年の年償却費1500円で、この蓄電加増コストは、売電量全体でkWh当たり充放電効率込み1.3円に過ぎない。なお、年間平均の毎日運転は、パネル1kWの出力3.6kWhの内、容量4kWh・充放電効率80％の蓄電設備は、受入量2kWh・売電量1.6kWh程度である。このコスト算定は、設備・機器やメンテ要員を兼用でき、日々の電力価格によらず入出力が比較的安定しているため、蓄電所より大幅に安くなると想像する。 ③ 太陽光発電一強時代の日本で晩秋3年に一回程度の需要抑制が発生する水準の分散型太陽光発電の余裕容量（年間需要電力量1兆kWhに対し、蓄電池50億kWh付きで年間発電量1.4兆kWhのパネル12億kWdc）の結果、旧来の昼夜変動送電量が平準化され、広域系統運用は現状より緩和され増強ではなく簡素化できる。	するうえで必要となる脱炭素電源の整備について、引き続き検討を進めてまいります。
		【意見内容】 「次世代の電力産業の在り方」の項目に「0. 発電産業の構造改革・イノベーション：激安蓄電池付き太陽光発電一強の新時代到来の誘導と、分散希薄型発電の担い手たる地方地域民の鼓舞」を加える。 そして次ページを新設し、次の説明をする。「電力経済産業の需給システムで次世代と目される技術的・制度的なスマート化・電子化が急激に現実化した。その次世代電力システム改革の象徴旗手として、全エネルギー生産すら可能な激安蓄電池付き太陽光発電一強の到来と、分散希薄型発電の担い手としての地方住民への転換を、誘導・鼓舞する。このイノベティブな電力産業の構造改革で、供給サイドによる電力安定供給・料金低減・事業機会自由化・送電網簡素化の四重益、更には、生産が伴う地方振興や燃料輸入激減での円安脱却という日本再興までもが矛盾なく達成できる」と。 【理由0】前途洋々の蓄電池付き太陽光発電を電力システム構築の中心に据えるべきである。 近隣4県の個人で最大規模太陽光発電を自作・運転している中山間地農業者が、「次世代の電力産業の在り方」と検討ページ追加について、今次エネ基意見箱No.360、No.998に一貫して「脱炭素発電で、まだまだ成長する太陽光発電の前途洋々」を述べる。 【理由1】激安蓄電池付き太陽光発電一強の新時代が急激に到来し、今後も成長する。 参考；大場淳一「世界で蓄電池コストが低下、太陽光が常時電源に」<i>マガソラービジネス</i>2026/1/5 (1) 経済合理的（儲かる）安定供給・大量過剰な太陽光発電一強の新時代が到来した。 太陽光発電は、無料非枯渇普遍性の国内資源を用い、広く安い土地を使う不動産業的な設備産業である。日本本土の細分私有土地形態の中で、中山間地には、屋根上より発電コストや社会的寿命で勝り、資本主義外縁の分散小規模太陽光発電事業に適し、食糧安全保障上無用な緩傾斜で安くて広い土地面積が十二分にある。この中山間地の経済合理的な（安価で潤沢で、儲かる）超多数の事業規模太陽光発電では、低コスト脱炭素の潤沢過剰な発電力に近時激安の蓄電力が加わり、電力需給市場を、同時同量制約、資源・設備制約から解放し、ΔkW（交流網安定調整力）もkW（需給基底発電力）もkWh（需給変動予備力）も、更には全エネルギーすら安定供給できる。その多額のkWh電力売買は、板寄せや入札ではなくザラバ取引ができる。 玩具のごときパソコンが世界を席卷したと同様に、社会的には違和感があっても、経済的・技術的に合理的な中山間地太陽光発電一強が、日本の新時代電力を担うであろう。 (2) 激安蓄電池が加わる中山間地太陽光発電一強は、検討事項全1～4を解決する優れもの。 ① 晩秋向け余裕予備力を持ち蓄電池が加わる安定供給で超安い太陽光発電コスト エネ基意見箱No.360の第6項に、私算の儲かる40年生涯発電コスト5.1円/kWhを示した。この余剰の0.4兆kWhは廃棄ではなく水素製造等への市場転売ができるし、3円/kWh程度の炭素クレジットが付けば、原価がただ同然になる。調達価格算定委員会等の太陽光コストや、昨今の万kWh級×万件の蓄電所ブームがこの競争力を傍証している。 ② 太陽光発電の電力設備を借兼用する付設蓄電池が増加させる売電コスト成分 太陽光発電一強時代を想定し、パネル1kWに設置費6万円の蓄電容量4kWhの蓄電設備を付設する。パネル1kW当たり年間発電量1300kWhで、耐用年数40年の年償却費1500円で、蓄電加増コストは、売電量全体でkWh当たり充電効率込み1.3円に過ぎない。なお、毎日の平均運転は、パネル1kWの出力3.6kWhの内、容量4kWh・充放電効率80％の蓄電設備は、入力2kWh・売電出力1.6kWh程度である。このコスト算定は、設備・機器やメンテ要員を兼用でき、日々の電力価格によらず入出力が比較的安定しているため、蓄電所より大幅に安くなると想像する。 ③ 太陽光発電一強時代の日本で晩秋3年に一回程度の需要抑制が発生する水準の分散型太陽光発電の余裕容量（年間需要電力量1兆kWhに対し、蓄電池50億kWh付きで年間発電量1.4兆kWhのパネル12億kWdc）の結果、旧来の昼夜変動送電量が平準化され、広域系統運用は現状より緩和され増強ではなく簡素化できる。 (3) 他の脱炭素発電方式は、高コスト等で前途多難である。 バイオマスを含む気力発電は高コストで、水力発電は発電量余力少で、風力では高い建設難度の洋上は自滅でこけた。原発は、コスト低下が更に進む太陽光発電に並ぶべく、公的支援金を求める泣き言ではなく、自助努力・創意工夫が必須である。例えば、高コストな、再処理、MOX燃料、高レベル廃棄物国内処分の断念は当然で、運転延長での耐用60年会計化、メンテナンス厳選による稼働率向上等、制度設計的な発電コスト半減・激減の生き残りチャレンジが必要である。また、送配電・小売りでは、激安蓄電スマート化での送配電簡素化、50年償却等の電力システムコスト改善があ	

		ろう。 太陽光発電一強の新時代に至り、これら他方式推進は、鉄器万能時代に革新的石器を夢見るに似ている。 【理由2】電力生産の担い手が、集中型の供給者から希薄分散型の地方地域民へ移行する。 (1) 太陽光発電は、土地が広く安い中山間地向きの事業である。 エネルギー資源が乏しく電源の多様化が言われ続けたが、近時の蓄電池激安が加わった太陽光発電一強だけで、その土地資源膨大性・供給安定性・経済合理性（儲かる）から、今後数世代での再エネ太陽光一強が可能であり、更に改善向上も見通せる。膨大人口・高人口密度な日本の狭小細かな土地私有状況で、広く安い土地を使う不動産業的な設備産業である希薄分散太陽光発電は、地価が高い住宅稠密地域に遍在する企業所有地より、中山間地（田舎）個人の零細分散土地に適した事業特性である。 (2) 太陽光電力生産で儲ける主体・担う者は、地方創成に直結する中山間地農民である。 日本の零細・分散の土地私有の現状から、安く広い土地が必要な希薄・分散型太陽光発電では、中山間地の個人事業規模太陽光発電の集団化（協同組合）を主力にすべきである。本件電力システム改革では、脱炭素電源で儲ける者・事業主体を、集中・狭面積・大規模で高設備費の原子力、風力、バイオマス、地熱、蓄電の事業者である旧来の比較的大きな電気事業者・法人企業を想定している。しかし、本土での土地狭小私有の日本社会に見合う個人不動産運用業的な分散・小規模メガワットの個人太陽光発電事業者の持続的・効率的な（儲かる）協同組合が、主力を担うのが適当である。中山間地に現住する農民自身による生産を伴う実質的豊かな地方創成に直結する。 (3) 私が目論む現実的な中山間地太陽光発電小団地と日本全体での数 パネル1kWにつき蓄電池4kWhを併設し、 5戸程度で構成する発電規模2～4kWの小団地を国内2万ヶ所に設け、年間発電量は0.5～1.0兆kWhになり、理由1 (2)③の 2／3 である。農村の 4 割を占める中山間地の集積可能土地資源や、老化・やる気が難題の農民資源は十二分に存在し、十年内での達成は容易と予想する。 (4) 私の経験も加味した中山間地個人太陽光発電のイメージ ① 施設；夫婦 2 人事業、集積地田んぼダム化、総面積 4 ha、出力5kW、蓄電池2万kWh、背高パネル年速500kW自作建設、建設費6億円、40年運転、年発電量600万kWh。 ② 運転期間40年平均の年間収支；【売上】9000万円（原発原価14円/kWhに1円上乗せ。蓄電池効果で、より有利販売可能）、他に販売農作物。【費用】設備償却費1500万円、維持費1800万円（建設費の 3 %、多くは地域人件費）、借入利息400万円（8割借入、利率4%、15年返済）、資産償却税250万円（建設費の 6 割評価額、耐用17年後の残存5%、土地 0）。【所得税引前利益】4690万円／夫婦2人（計360万円の控除後）。 ③ この発電所としては小規模個人メガソーラーでの社会地域貢献である所得税額は40年間の夫婦 2 人計で、所得税 5.3億円、住民税1.9億円であり、償却固定資産税は1.1億円である。また、消費者からもらって払う消費税は国へ0.84億円・地方へ0.24億円（仕入れ率70%、税率；国2.34%、地方0.66%）。これらは、地域民では上位であろう。 ④ この納税・人件費額（地域貢献）の太陽光小事業者から「地域共生」へコメント； 科学理性的な土砂災害・生態系破壊への対策は必須だが、個々感性的な地域の不整然乱立な電柱・建物・ビニールハウスの近景観悪化に物申さず、高さ4m以下の整然な太陽光パネルの遠景観に対し物申し事業停止を煽る産業政策・電力システム設計は反社会的だと思う。産業制度として、感性的大声発信に優しい掟ではなく、定量的理性的基準が必要である。 (5) 経済合理的な事業は、高齢・個人・高額融資でも易しいはずである。 経済合理的（儲かる）で予見性・成長性が高い蓄電池付き太陽光発電事業への融資は、銀行家本領本願の安全・容易なものであり、事業承継は引く手あまたのはずである。我が農林中央金庫の出番であり、我が孫世代の出番である。 (6) 社会的な地域共生、安心環境、総員満足、勝敗不問、設備国産は美しい観念だが、安価安定で圧倒的勝利の脱炭素の太陽光電力を今、日本で作らなければ、地方衰退や地球環境悪化は待ってくれないし、青い鳥は、探しに行かなくても目の前に実存している。 (7) 我田引水に、次世代電力の主供給者を、旧来の集中型の発電事業者から、十分儲かる蓄電池付き分散型小規模太陽光発電を担う、超多数の気力薄な起業者（農民）へとシフトさせ、実質が伴う地方創成ができる。	
		7 「電力自由化の崇高な志を堅持しつつ改善を図る」旨を明記すべき	事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう、電力システム改革を次のフェーズに進めてまいります。
		p.3 下から 3 行目の「引き続き、」の後に「電力自由化の崇高な志を堅持しつつ改善を図り」を挿入する。 (1) 経産省 電力産業・市場室の使命は、市場競争による電力自由化を承け、電力安定供給・電気料金抑制・消費者選択肢と事業者機会の拡大という「電力システム改革の推進」にある。 (2) 電化が進む日本の社会・経済・産業で、電力エネルギー確保、ひいてはエネルギー供給システム全体の最適化改善は、食糧供給以上に重要である。本件電力システム改革では、元来の発電電分離・小売り自由化に加え、時代趨勢の脱炭素を制度設計の理念・目的に据えている。引き続き、節電等の需要サイドの改善は従として、ハード・ソフト電子化等の技術進歩を基礎にして、供給サイドの安定供給な発電力確保、適切な送電力維持、高度な脱炭素への取り組みや売電市場化という公益事業の効率化を主として、「選択」や「競争」を通じた創意工夫・改善で、志を忘れず持続的に進めるべきである。	
		8 再エネ主力化・分散型エネルギーを軽視している	電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発電電分離等を実施してきたものです。 今後、DXやGXの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう取り組んでまいります。
		今回公表された「次世代の電力システム構築へ向けて（中間整理）」および「制度設計WGとりまとめ」は、電力システム改革の目的であるはずの 公正な競争環境の確立、再生可能エネルギーの主力電源化、需要家保護、市場の透明性向上 といった基本原則が反映されておらず、むしろ逆行する制度が多数含まれている。 2025年7月23日に国際司法裁判所（ICJ）は「気候変動に関する国家の義務」に関する勧告的意見を示した。これをふまえれば、今回の制度設計案は国際法上の要請とも整合しない重大な問題を抱えている。 （1）原案が抱える構造的問題 1）ICJ勧告的意見との整合性欠如 ― 国際法上の義務に反する方向性 2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は、国家の気候変動に対する法的責任について以下の点を明確に示した。 -各国は、条約上および慣習法上、気候システムに対する重大な危害を防止する義務を負う。 -気候変動に悪影響を与える排出を行う民間企業を規制しない場合、国家は責任を問われ得る。 -国家が化石燃料の「生産、消費、探査許可、補助金」を規制しないことは、国際法違反となる可能性がある。 火力発電は化石燃料の消費行為そのものであり、国家が規制すべき対象である。しかし今回のとりまとめは、火力を含む既存電源の延命を制度的に支える内容が多く、ICJが示した国際法上の義務と真っ向から矛盾する。気候変動はすでに激甚化しており、電力部門は最優先で脱炭素化が求められる分野である。 国際社会の要請に応えるためにも、脱化石燃料への明確な転換が不可欠である。	
		2）再エネ主力化・分散型エネルギーの軽視 容量市場、供給力確保義務、値差収益の貸付優先化、GX貸付など、制度の多くが大規模電源の維持・延命を前提としており、再エネや分散型リソースの普及を阻害する方向に働いている。再エネ主力化を掲げながら、制度設計がその方向に整合していない点は問題である。	

		2）再エネ主力化・分散型エネルギーを前提とした制度設計 -容量市場の抜本的見直し（既存大規模電源の延命ではなく、再エネ・蓄電池・DRを適切に評価） -分散型リソースの市場参加を制度的に保障 -長期脱炭素電源オークションを再エネ中心のポートフォリオ型に再設計 -系統側の追従義務を原則化し、再エネ接続制限を回避 -優先給電ルールにおいてMeritオーダーを導入し、再エネ事業者に対しては補償を行う -ネガティブプライシング（マイナス価格）の導入
		（3）今後に向けた提案 電力システム改革の目的は、公正な競争、再エネ主力化、需要家保護、透明性の高い市場を通じて、持続可能で強靱な電力システムを構築することにある。今回の中間整理案は、その理念と整合しない部分が多く、さらにICJ勧告的意見が示した国際法上の義務にも反する方向性を含んでいる。次世代の電力システムにふさわしい制度となるよう、脱化石燃料と再エネ主力化を中心に据えた抜本的な見直しを強く求める。
		3 分散電源、自然エネルギー優先 電力全体として、分散電源を目指し、自然エネルギーによる電源の利用を優先させるべきである。（災害時の運用や料金は通常時とは異なるものとする。） 集中型（大規模発電機）の火力発電による体系を変えるための制度設計にしなければならない。特に石炭火力はCOP31までに全廃すべきである。 日本はフクシマ事故以前から立ち遅れていたが、その後も自然エネルギー電源の拡充が不十分だったために燃料の問題が起きていることを認識すべきである。 北海道のブラックアウトに触れていないが、集中型が災害や故障に脆弱であることを如実に示している。 風力発電が多数設置されて石炭火力の比率が低かったとすれば起きなかった可能性が高い。 日本経済の競争力低下によって化石燃料の価格が高くなった一方で自然エネルギーや電池のコストが大幅に下がったにも拘わらずパラダイムシフトの必要性が認識されていない。 火力発電所の点検や停止、休止による電力の逼迫は、手直しではなく構造変革が必要であることを示している。 現時点での調整力として必要とされるLNG火力の稼働率が低くなっている理由は安価な石炭火力の比率が高いからであるが、ゼロカーボンの点からも廃止を急ぐべきである。石炭火力からLNG火力への転換を進めればLNG確保の議論の多くは不要となる。 火力発電の脱炭素化は、実用化が不確実であり、高コストとなることが明らかなので、検討から外すべきである。
		4 デマンドレスポンス推進 自然エネルギーの発電量は実用上予測できるようになり、洋上風力を含めて大幅に増やしても電力不足が生じることが少ないことが明らかになってきたが、需給調整は必要である。 そのためには揚水発電や電池の利用も必要と思われるが最重要はデマンドレスポンスである。 実施するためには、対応する機器や設備、系統との情報交換、制度設計が必要である。 今までも一部の需要家は逼迫時の供給停止を条件に料金の割引を受けていたが、社会全体で対応する必要がある。需給状態によって料金を変えることになるが、緊急性、社会性の高い分野（例：病院、水道）は定額にするなどの配慮が必要である。 電池については調整力としての議論が乏しい。充放電の差（損失）については揚水発電と同様であるが、切り替えの応答速度や送電損失についても検討に含めるべきである。
		6 大規模電源 大規模電源（大型発電機）は ・立地が限られる、環境負荷が大きい、地域の雇用が生まれない ・建設までの期間が長い、初期費用が大きい、新技術に対応できない ・故障や停止の影響が大きい という問題があるので、できるだけ分散型に移行すべきである。 さらに火力発電ではゼロカーボンに向けて減らさなければならないので、更新についても他の方式と比較すべきである。 原発は安定以前に危険であり、廃棄物処理も不可能と思われるので、即時廃炉にすべきである。新設はコストが見合わず、再稼働についても自然エネルギーの方が低コストであり、どの点からも利点が無い。従って原発使用に利する制度は採用してはならない。 なお、ベースロード電源という概念はデマンドレスポンスや多様なエネルギーミックスによって古いものとなっている。
		2）再生可能エネルギーの主力電源化を加速する制度設計を進める必要がある。その際には、地域がその主体となり、もたらされる利益を活用することで、社会・環境との調和の取れた開発に取り組むことを原則に組み込むべきである。
		環境負荷を高めるような制度には賛成できない
		3）脱化石燃料の明確なロードマップ策定（ICJ勧告的意見を踏まえて） -火力発電の段階的フェーズアウトの時期を明示 -化石燃料補助金の縮減・廃止 -化石燃料消費・生産・探査許可に対する規制強化 -再エネ主力化を前提とした電力市場・料金制度の再構築
		大規模電源の新設促進や維持は、分散型再エネを中心として活用する電力システムへの移行とは逆行する。大規模電源による「供給力確保」ではなく、変動する再エネを活用し、需要も柔軟に調整する電力システムへの移行を加速すべきである。 ・理由： 「制度設計WGとりまとめ（案）」や「次世代の電力システム構築に向けて～中間整理（案）」では、大規模電源の維持や新設によって「供給力確保」をする方向となっている。 しかしこの方向は、再エネを中心として使うシステムへの移行の方向性とは逆行する。 太陽光や風力など変動性再エネを中心として活用するためには、再エネの出力変動に合わせて他の電源を調整する、余剰分を貯える、また需要を調整することなどが必要である。 こうした方向に合致するのは一定出力運転を前提とする大規模電源ではなく、出力を柔軟に調整できる電源である。 またカーボンニュートラル・脱炭素の観点から化石燃料から再エネへの移行を進める必要もある。 世界の気温上昇を1.5℃までに抑えるために、できる限り早期に大幅に、コストも抑えながら温室効果ガスを削減するという視点を加えるべきである。
		3）脱化石燃料の明確なロードマップ策定（ICJ勧告的意見を踏まえて） -火力発電の段階的フェーズアウトの時期を明示 -化石燃料補助金の縮減・廃止 -化石燃料消費・生産・探査許可に対する規制強化 -再エネ主力化を前提とした電力市場・料金制度の再構築
		9 公正な競争環境を構築すべき
電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の		

		3) 公正な競争環境の欠如と市場支配力の固定化 制度の多くが大手電力会社および大規模集中電源（原発・火力）に有利な構造となっており、本来事業者が負うべき投資リスクや価格変動リスクが、託送料金や国費を通じて国民に転嫁される仕組みが拡大している。結果として、「リスクは社会化され、利益は私有化される」という逆進的な構造が強まり、競争環境の健全性が損なわれている。	確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発送電分離等を実施してきたものです。 引き続き、公正な競争環境の実現を目指して取り組んでまいります。
		1) 電力システム改革は、旧一電の事実上の独占状態が続いているため、目的の達成ができていない状態にある。早急に小売、発電、送配電を資本分離し、送配電については全国1社もしくは東西2社体制による需給調整の効率化に踏み込む必要がある。	
		全体 「公正な競争環境の確立」 「再生可能エネルギーの主力電源化」 「需要家保護」 「電力市場の透明性向上」 など、本来改善すべき課題について取り組まれていない。	
		2 送配電の中立性 送配電は発電および販売と独立して運用されねばならない。 託送料は送配電のみによって決定されるべきであり、各発電会社のコストや過去の経営とは無関係とすべきである。	
		(2) 次世代電力システムに向けた提案 次世代電力システム構築に向け、以下を提案する。 1) 公正な競争環境の再構築 -電力の送配電完全分離（所有権分離） -大手電力の市場支配力を監視・是正する仕組みの強化 -卸市場・小売市場の透明性向上 -経過措置料金解除の前提条件の明確化 -新規参入・分散型事業者への参入障壁の体系的な見直し	託送料金の前倒し回収措置について、現行のレベニューキャップ制度では、託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始以降となっていますが、特に一定規模以上の系統整備の場合は工期が長く、費用回収の開始までに長期間を要するという課題があり、こうした制度の下では、整備実施主体は建設期間中のキャッシュフローの悪化を懸念し、結果、必要な投資が停滞する可能性も考えられます。再エネ導入拡大や電力の安定供給のためには、大規模な地域間連系線等の整備が重要です。こうした系統整備に関する資金調達を円滑化させるといった観点から、託送料金の前倒し回収を認めることと整理しました。
		10 送配電について、前倒しによる徴収ではなく、金融機関からの借入れとすべき	
		稼働してから収入を得るまでに期間を要することはすべての事業に言えることで送配電に限ったことではないので、前倒しによる徴収ではなく、金融機関からの借入れとすべきである。	
		11 制度設計プロセスの透明性が不足している	
		5) 制度設計プロセスの透明性不足 制度の影響評価（競争への影響、再エネ導入への影響、需要家負担など）が十分に示されておらず、前提データや検証プロセスの透明性が不十分である。	制度設計にあたっては、引き続き、各種データ等も踏まえながら、公開での審議を原則としながら、検討を進めてまいります。
		6) ガバナンス・透明性の強化 -制度設計プロセスの透明化 -審議会への小規模事業者・再エネ事業者・環境NGO等の参画 -電力・ガス取引監視等委員会の独立性担保、不正の続く大手電力への監視強化 -規制影響評価（RIA）の強化・徹底 -主要制度への定期的な検証・見直し条項の導入	
		12 リスク・コスト配分の公正化と透明化を行うべき	地域間連系線等の整備に係る広域系統整備計画の策定にあたっては、その実施案及び事業実施主体を決定する際に、増強容量、工事費等について、電力広域的運営推進機関の有識者委員会における総合的な評価を踏まえることと定められています。 また、現在検討を進めている「地内系統の計画的な整備」の枠組みにおいても、技術的な内容や工事の妥当性等を確認の上、先行的・計画的な系統整備を進めることとしており、引き続き、多様な観点から議論を進めてまいります。
		4) リスク・コスト配分の公正化と透明化 -投資リスクは原則として事業者が負担する制度へ回帰 -系統整備費用の「受益者負担」原則と社会全体で広く薄く負担する仕組みの導入 -GX貸付や値差収益の使途の透明化と第三者検証 -託送料金・小売料金への転嫁プロセスの可視化	
		13 需要家保護・セーフティネットを強化すべき	経過措置料金の解除については、電力・ガス取引監視等委員会における競争状況の評価を踏まえて検討を進めてまいります。 その上で経過措置料金の扱いについては実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性等について引き続き検討し、必要に応じて適切な措置を講じます。
		5) 需要家保護・セーフティネットの強化 -最終保障供給のリスク分担の見直し -低圧需要家向けセーフティネットの拡充 -生活困窮世帯や中小企業へのターゲット型支援 -情報提供・スイッチング支援の強化	
		4) 需要家保護の不十分さ 競争環境が整わないまま経過措置料金の解除が議論されていること、最終保障供給の実務リスクが十分に解消されていないこと、低圧需要家向けのセーフティネットが脆弱であることなど、需要家保護の観点から深刻な問題がある。	小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達を可能とし、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成を図る観点から、小売電気事業者に対して量的な供給力の確保が求められることを踏まえ、中長期取引市場においては、少なくとも市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求めることとしております。 なお、現在、スポット市場については、「適切な電力取引についての指針」に基づいて、市場支配力を有する可能性の高い事業者に対して、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することを特に強く求めており、電力・ガス取引監視等委員会において適切に監視が行われております。
		14 大手電力会社による市場への出し渋りができないようにすべき	
		小売電気事業者への量的な供給力確保義務を課す前に、大手電気事業者による市場への電力の出し渋りができないようにする制度改革を行うよう強く求める。	制度設計においては、例えば、諸外国・地域における市場制度等の動向等も踏まえながら検討を行うなど、他国の事例も参考に検討を進めてまいりました。引き続き、諸外国・地域における動向を注視しながら検討を行ってまいります。
		15 他国との比較を行うべき	
		1 他国との比較資料 日本は電力自由化が遅れたので参考になる国が多いにも拘わらず比較資料がほとんど無いので妥当性を検討できない。従って再度検討を行うべきである。政府が掲げているEBPMの点からも必要である。 特にヨーロッパでの制度や実態、及び、IEA、IRENA などの報告書（中長期見通しを含む）を示した上で、日本との相違点を分析し、根拠を示した上で提案すべきである。 再検討には次の視点が必要である。 ・電力自由化の経緯 ・需給共に多数の国が関わっている ・多国間での需給調整を行っている ・自然エネルギーの比率が高く、ゼロカーボンでも先行している	ご意見も踏まえ、技術動向や市場環境等を踏まえた電力システム改革の目的に沿った制度の在り方について検討してまいります。
	供給力確保		
		16 発電コスト目標を明示すべき	

		p.5【直面する課題・背景】の第1●の最尾に、本件電力システム改革での発電コスト目標を、現状技術で今後数年から十年内に達成される保守的な数値として、「発電コスト目標値は5円／kWh」と明示する。 ・理由 参考；大場淳一「世界で蓄電池コストが低下、太陽光が常時電源に」<i>メガソーラー・ビジネス</i>2026/1/5 (1) 本件は経済産業活動の電力システム改革であり、今後半世紀を耐える次世代制度設計には、送電技術の脱炭素化・スマート電子処理化の進展を概観・検証することが土台であり、その総括たる基本目標の経済的定量は必須である。 (2) 私は、安定供給性基幹電源として「蓄電池付き太陽光発電が最安一強の新時代」が急速に到来したと観察する。激安蓄電池が加わる野立て太陽光発電は、社会的短寿命な屋根置きとは対照的に40年運転が見込め、検討事項全1～4を解決する優れものであり、金利正常化時代の今後、75\$/kWh蓄電池付き太陽光発電の40年LCCは5～6円/kWhである。機械式ではない電子パネル発電方式でも、液晶パネルと同じく、まだまだ成長し前途は洋々である。 (3) 燃料コスト多大なバイオマスを含む火力発電や、設備費高額で低減余地がない洋上風力等の撤退を覚悟させる数値になる。 (4) コスト低減が可能な水力、陸上風力、原子力、地熱に対して、努力目標数値となる。	
		17 燃料の確保に関する政策について、民間事業者の創意工夫を損なわないよう、過度な規制は避けるという点に留意すべ ・今回、国による事業者ヒアリングの結果、各事業者が電力需給構造の変化や国際エネルギー動向等を踏まえ、既存契約の更新や新規調達を含めた戦略的な検討を進めていることが改めて確認されたものと考えている。当面の対応として、「各社のLNG調達状況に係る定期的な調査（年1回程度）等を通じ、契約実態や需給リスクの継続的な把握を行う」とされたことに異論はない。 ・一方、今後は、燃料の確保に関する政策措置として、数量柔軟性の権利獲得やトレーディング環境の整備、資源国との関係強化に資する資源外交の展開等、事業者が調達契約を柔軟に活用できるような環境整備が重要と考える。 ・国による環境整備のための施策検討にあたっては、民間事業者の創意工夫を損なわないよう、燃料調達は商業ベースの取引が基本であるという認識に立ち、過度な規制は避けるという点に留意いただき、検討を進めていただきたい。	ご意見も踏まえつつ、燃料調達に係る国による環境整備の在り方について検討してまいります。
		18 容量市場、長期脱炭素電源オークションの見直しが必要 第7次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラルに向けた移行期において、LNG火力は供給力・調整力として重要であり、新設・維持が必要とされている。電力広域的運営推進機関の需給シナリオでも、多くのケースで既存火力の維持・リプレースが不可欠とされる。しかし現在の容量市場と長期脱炭素電源オークションでは、新設投資や既存火力の退出防止には十分なインセンティブが働いていないため、制度の見直しが必要である。 長期脱炭素電源オークションでは、固定費を容量拠出金で全額負担させ、他市場収益の9割還付を求めているため、発電一体事業者にとってはナチュラルヘッジ（市場価格高騰時に発電側の収益で小売側の損失をカバーする手法）が機能しない。固定費負担を下げる代わりに還付率を引き下げるなど、選択可能なオプションの導入が望ましい。 一方、容量市場の見直しに当たっては、供給力確保と需要家負担抑制を両立する制度設計が必要であり、具体的にはNetCONE、約定方法、新設電源の調達方法を見直すべきである。現行のNetCONEは2015年度の算定で、現在のインフレ下では電源投資・維持に不十分な水準である。しかしNetCONE全体を引き上げれば、需要増も相まって約定価格がさらに上昇し、需要家負担が過大となるため、維持管理費部分のみのインフレ反映が望ましい。また、需要家負担抑制のためには、厳気象・稀頻度リスク対応分等のマルチプライスオークション化が有効であり、この際にマルチオークションの上限価格設定等を適切に設計すれば、老朽火力の退出防止の効果も期待できる。新規電源の投資促進には、メインオークションにおける新設電源へのインセンティブ付与、または開催時期・上限価格の異なる新設専用の別市場（長期脱炭素電源オークションとの重複回避のため、脱炭素化・他市場収益還付などを要件としない）の開設等を検討いただきたい。	容量市場、長期脱炭素電源オークションの見直しについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		19 事業者負担軽減の観点から、既存の供給計画や容量停止計画等の仕組みで実施することを優先的に検討すべき 電源の休廃止に向けた検討状況の把握や、補修時期の調整については、事業者負担軽減の観点から、既存の供給計画や容量停止計画等の仕組みで実施することを優先的に検討いただきたい。もし、新たな仕組みを措置する場合は、休廃止情報の約10年以上前の提供や、補修時期の調整は、事業者の見通しの不確実性が大きいため、事業者の実態にも配慮しつつ柔軟な運用を可能とする設計としていただきたい。	電源の休廃止に向けた情報把握の仕組みや補修調整につきましては、既存の仕組みの活用も視野に入れつつ、発電事業の事業実態をしっかり踏まえながら実効的な枠組みになるよう、詳細検討を進めていきたいと考えております。
		20 電源の休廃止計画について、他事業者に対する情報遮断を徹底すべき また、電源の休廃止計画は、発電事業者にとって経営機密や行政対応などを含む、極めて秘匿レベルの高い情報であることから、一般送配電事業者を含む他事業者に対する情報遮断を徹底していただきたい。	ご指摘の通り、休廃止情報に関しては、発電事業者にとって極めて秘匿性が高いことに鑑み、情報にアクセスできる者を限定するなど、秘匿の観点で十分注意を払う必要があると考えています。
		21 電源の維持・確保と燃料調達に係るコストは社会全体で支える必要があることについて国が率先して社会的理解醸成に取り組むべき ・電力の安定供給を確保するためには、電源の維持・確保と燃料調達の予見性を高めることが不可欠であるとともに、電力の安定供給にあたっては、電力関連産業のみならず、国民・産業全体に関係することから、電源の維持・確保と燃料調達に係るコストは社会全体で支える必要があることについて、国が率先して社会的理解醸成に取り組み、需要家が負担することについての受容性を高める必要がある。	電力の安定供給の確保に向けては、関係者の理解を得ながら制度全体の在り方を検討していくことが重要であると認識しており、今後とも、国民や需要家を含む幅広い関係者との丁寧なコミュニケーションを通じて、社会的理解の醸成に努めていきます。
		22 安定供給を最優先とした丁寧な検証を行い、電力システム全体として最適な環境整備を図るべき ・燃料の確保状況や電源投資の見通しを含め、安定供給を最優先とした丁寧な検証を行い、電力システム全体として最適な環境整備を図ることが重要である。	電力の安定供給を最優先とした検証の重要性を踏まえ、安定供給確保に向けた制度の在り方について、引き続き検討してまいります。
		23 火力の脱炭素化にあたり、人材の維持・確保、現場の技術継承なども重視しながら丁寧に議論を進めるべき ・現在、火力発電は電源構成の約7割を占めている一方で、カーボンニュートラル達成に向けた再エネ導入拡大により、これまで火力発電が果たしてきたベース電源としての役割が変わり、調整力や同期化力として重要な役割を担っている。近年、火力発電の稼働率は低下しており、特に夏季は太陽光発電の出力が落ちる夕方頃には再エネの出力変動に合わせた火力発電所の出力調整が常態化しており、現場では、電力品質維持のために相当な苦労と労力がかかっている。 ・足元では、火力電源の退出が加速し、電力の安定供給にも影響を及ぼしていることから、既設火力発電所の維持は待ったなしの課題となっている。電源、特に火力発電の低・脱炭素化は、現実的な時間軸を意識しながら進めることが肝要であるとともに、携わる人材の維持・確保、現場の技術継承なども重視しながら丁寧に議論を進め、必要な電源を維持できる方策について検討をすすめる必要がある。	火力発電は温室効果ガスを排出するという課題がある一方、足元で電源構成の約7割を占めるなど、電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を確保する慣性力・同期化力として重要な役割を担っております。容量市場や長期脱炭素電源オークション等の制度を通じ、必要な電源投資が継続的に行われる事業環境の整備を進めているところであり、いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。
		24 国が事業者に対して休廃止時期の調整を求める場合には、現場で働く者が安心して電力の安定供給に傾注できるよう事業環境を整備すべき ・電源の休廃止に向けた事業計画は、安定供給の観点から中長期的な電源構成を見据えて策定されており、国がこの計画時期を調整することは、発電所で働く者や事業運営にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。稼働していない火力発電所を維持することは容易ではなく、プラントごとに異なる設備を維持する技術や、それを支える人材の確保も必要不可欠である。国が事業者に対して休廃止時期の調整を求める場合には、現場の実態を十分に把握し、事業者の意見を聞きながら、そこで働く者が安心して電力の安定供給に傾注できるよう、事業環境の整備をお願いする。 ・また、休廃止時期の見通しが困難な理由（物理的に稼働困難な場合、中長期的な供給力確保を見据えたりリプレースを行う場合、経済性に起因する場合、環境事由に起因する場合など）も存在することから、柔軟な対応が必要となる。 ・こうしたリスクのある情報であるからこそ、休廃止情報の共有は過渡期に限定し、将来における中長期的な供給力の確保に向けては、容量市場等の既存制度の枠組みの中で見直しを行うことが本来の姿であり、関係者間で電力需給に関する将来の在り方について共通認識を形成し、今後の具体的な制度設計を進めるべきである。	電源の休廃止に向けた情報把握の仕組みにつきましては、発電事業の事業実態をしっかり踏まえながら実効的な枠組みになるよう、詳細検討を進めていきたいと考えております。

			・電力を安定的に供給するための発電事業は、地域との共生なしでは進めることはできない。電力の安定供給に向けた計画、特に発電所の新設や廃止に関わる事業計画は、地元住民をはじめ関係各所への説明や調整、そこに働く者の人員配置や将来を想定した人材の確保・育成計画など、様々な要素を踏まえて策定されている。今回、「電源の休廃止に向けた検討状況など情報を把握することができるよう仕組みを検討する」との方向であるが、情報の使途によっては事業計画を変更せざるを得ない状況も想定され、地域やそこで働く者へ将来不安を与えかねないものであり、影響が多岐に及ぶ可能性のある情報であることを今一度認識いただきたい。	
		25	想定されている「過渡期」よりも、電源の新設・リプレースに更に時間を要するのではないかと懸念	既設火力発電所の休廃止は、電力の安定供給を大前提に、新設電源の建設に必要なとなるリードタイム等も考慮しながら進めてまいります。
			・安定供給に向けて電源の新設・リプレースが必要となる中、資機材の高騰や長納期化などが現場では深刻化しており、建設工期が延伸している実態がある。既設火力発電所の休廃止がこのまま進むと、今後の安定供給に支障を及ぼしかねない。各種電源の建設実態も踏まえ、必要な供給力を維持し続けることが重要であり、想定されている「過渡期」よりも更に時間を要するのではないかと懸念している。	
		26	燃調調達における予見性向上には、国による外交的な関与と支援が不可欠	LNGについては、調達先の多角化や、安定供給に支障が出る場合に備え、代替調達を行う国際協力体制構築等に取り組んでおります。
			・燃料調達における予見性を向上させるためには、発電事業者と小売電気事業者の間で長期契約を促進する仕組みの構築に加え、上流権益への投資、供給途絶リスクへの備え、仕向け地制限の緩和など、国による外交的な関与と支援が不可欠である。	
		27	非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制措置について、様々な影響を緩和しうる支援策を国の責任において講じるべき	休廃止等によって将来的に生じるおそれのある地域経済や雇用等への影響にも留意する必要がある、発電事業者から関係者に対し、トランジションの方向性が広く提示されるなど、各地域の実情を踏まえ、関係者とコミュニケーションを重ねながら、脱炭素化に向けたトランジションを進めることが重要と認識しています。
			・一方で、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制措置は、発電所の運営だけでなく、関連するサプライチェーンや人材の維持にも大きな影響を及ぼしているため、期限を区切った一律的な休廃止や稼働制限でなく時間的裕度をもちながら柔軟に対応するとともに、様々な影響を緩和し得る支援策を国の責任において講じるべきである。こうした背景を踏まえると、電力システムにおける「電源の確保」と「燃料調達」は一体であり、相互に密接に連動しているという前提に立って制度設計を進めることが重要である。	
		28	国として将来を見通した火力の具体的役割と必要量を示し、将来予見性を高めることが極めて重要	安定供給のための人材の維持・確保にについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
			・エネルギー安全保障の観点からは、LNG以外の石炭などの発電燃料についても、コストだけではなく、地政学上のリスクなども踏まえ、多様な調達戦略を展開していくことが重要である。そのためにも、国として将来を見通した火力の具体的役割と必要量を示し、将来予見性を高めることが極めて重要である。これにより、事業者による電源の新設・リプレースや燃料の確保・長期契約に向けた判断材料となり、「将来の安定供給に必要な燃料」の確保につながる。また、供給力の確保と合わせて人材の確保を進めることも忘れてはならない。電源の将来予見性を高めることは、事業計画の精度向上だけでなく、安定供給のための人材の維持・確保にも資するものである。	
		29	容量市場について、抛出台負担の適正化とともに、負担の年度間平準化のための方策を講じるべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。 引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
			【意見内容】 容量市場の約定価格の変動は、小売事業者の経営（抛出台の価格転嫁含む）、ひいては需要家の料金負担に影響を及ぼす。今回議論されている容量市場の見直し等は負担増の方向であり、約定価格が上昇しその変動幅も拡大する可能性がある。抛出台負担の適正化とともに、負担の年度間平準化（約定価格の変動抑制・安定化）のための方策を講じていただきたい。 【理由】 ・容量抛出台は小売事業者のコストの大きな割合を占めている。大幅な約定価格の変動は事業計画の策定を困難にするため。 ・約定価格が年度毎に大幅に変動する市場では、発電事業者にとっても長期的な電源投資の適切なシグナルとして機能しにくいため。	
		30	容量市場の見直しにおいて、費用対効果の最大化と円滑な価格転嫁に向けた努力・工夫を行うべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。 引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
			【意見内容】 供給力確保のための容量市場の見直し等においては、小売事業者と需要家への費用負担の増加が生じる。このため、以下のように費用対効果の最大化と円滑な費用転嫁に向けた努力と工夫をお願いしたい。 ①容量市場の指標価格について、シングルプライスでの約定方法の是非や、電源費用格差（電源種や経年数によるコスト相違）の妥当性等を定量的に検証すること ②上記検証を踏まえ、制度的見直しを含め供給力確保費用の抑制を図ること ③不落札電源維持の費用負担等についても同様に費用抑制を図ること 【理由】 「容量市場の在り方等に関する検討会」におけるNetCONE仮試算にも見られるよう、約定価格の大幅な上昇が費用負担者である小売業者に懸念されているところ。小売事業者の費用負担適正化、ひいては需要家負担の適正化のため。	
			【意見内容】 容量市場（抛出台、契約金）に関する費用の需要家への転嫁円滑化を図るため、以下の措置を講じていただきたい。 ①相対取引価格に含まれる「容量確保契約金」の反映額について実態（各取引への配賦状況、小売事業者への明示状況）の検証。加えて、小売事業者への反映額明示のガイドライン等への規定化。 ②需要家への円滑な転嫁を可能とするため、「料金明細への記載義務化」などの措置の検討・要請。 ③容量抛出台等の費用負担の必要性やその仕組みについて、小売事業者の説明努力のみに委ねるのではなく、政府が前面に立った需要家・国民への理解増進活動実施。 【理由】 ・容量抛出台を負担する小売事業者が、需要家に対して価格改定の根拠を正確かつ透明性をもって説明するためには、発電側からの反映額の明示が不可欠であるため。 ・相対取引において容量確保契約金の反映額が曖昧なままでは、旧一般電気事業者グループ内小売事業者と新電力等の小売事業者との間で不公平なコスト負担が生じる懸念があるため。 ・容量抛出台は最終的に電気料金へ転嫁される性質を持つ。負担プロセスの透明化を徹底しなければ国民の納得感を得られないため。	
		31	沖縄本島、離島エリアにおける供給力の維持・脱炭素電源投資に係る事業環境整備について検討すべき	広域融通の対象外である沖縄地域の特性を踏まえた安定供給の確保や、脱炭素化に向けた

		【意見内容】 ・広域融通の対象外である沖縄本島及び離島エリアにおける供給力の維持および脱炭素電源投資に係る事業環境整備についても、引き続きご検討いただきたい。 【理由】 ・沖縄エリアは広域融通外であることから、独立系統として必要な供給予備力の確保に努めている。具体的には以下の対応が必要であり、例えば、低稼働の電源を多数維持するなど、経済性が劣化する状況にある。 1.需給バランスを踏まえた供給力を確保すべく、既存電源の維持管理・機器更新及び、新規電源開発を実施 2.電源トラブルや定期補修時の代替供給を考慮した電源設備量の維持 ・しかしながら、これから寿命を迎える電源の退出や、昨今の脱炭素化に伴う火力の役割変化や物価高騰を考慮すると、容量市場や長期脱炭素電源オークションなど既存制度の適用が無い中、供給力を今後どのように確保していくかが課題。そのため、我が国のエネルギー政策の方向性として示されている以下の計画等も踏まえ、沖縄本島及び離島エリアにおける、供給力の維持及び脱炭素電源投資に係る事業環境整備を検討いただきたい。 a.第7次エネルギー基本計画において、「広域融通対象外である等、電源や系統規模等の制約を有する離島等の地域の実情に留意する」（参考1）と記載されているように、電力システム全体の脱炭素化と安定供給を実現する観点からも、沖縄本島及び離島エリアの事業環境整備は重要 b.GX2040ビジョンで掲げる成長志向型カーボンプライシング構想に基づく各種制度では、沖縄や離島に対応が求められるものも存在する。構造的不利性により導入可能な脱炭素電源が限定的であり、非化石電源比率が低くならざるを得ない中でも、日本全体でのカーボンニュートラル実現に資するべく計画的に脱炭素化を進めていく必要がある（参考2）という観点からも、沖縄本島及び離島エリアの脱炭素事業環境整備は重要 参考1 (P66) 第7次エネルギー基本計画（2）脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システムの構築へ向けた取組 2 電力システムが直面する課題と対応方針（ア）安定供給を大前提とした、電源の脱炭素化の推進 参考2 （P20）第4回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会 発電ベンチマーク検討ワーキンググループ（2025.12.8）資料3 発電ベンチマークの具体的水準等について	事業環境整備の重要性はご認識のとおりです。今後も、沖縄本島及び離島を含む地域の実情に留意しつつ、電力の安定供給確保を確保するための制度の在り方について、引き続き検討してまいります。
		32 容量市場の導入に伴う既存の相対契約等の見直しについて、国から示されている指針の実効性を抜本的に高めるべき	「容量市場に関する既存契約見直し指針」では、契約上の kW 価値の有無とその対価に対する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則り、適切な時期に既存契約の見直し協議が行われることが望ましいとしています。容量市場に関する取引は電力広域的運営推進機関が定めたルールに基づいて行われますが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができ
		【意見内容】 安定的な供給力の確保と費用負担の公平性を両立させる観点から、容量市場の導入に伴う既存の相対契約等の見直し（kW 価値相当分の調整）に関して、現在、国から示されている指針（容量市場に関する既存契約見直し指針）の実効性を抜本的に高めるための具体的な制度的措置を講じられるべきと考えます。 具体的には、容量市場から容量確保契約金を受領している発電事業者に対し、既存契約における kW価値相当分の調整状況や交渉経緯についての定期的な報告を義務付けるとともに、電力・ガス取引監視等委員会等による監査権限の明確化や、不適切な対応（合理的な理由のない調整拒否等）が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を検討いただきたく存じます。 【理由】 電力システム改革の進展に伴い、中長期的な供給力を維持・確保するために容量市場が果たす役割は極めて重要で、発電事業者の固定費回収の予見性を高め、将来にわたる安定供給の基盤と位置づけられている制度と承知しています。一方で、容量市場の開始以前に締結された既存の相対契約等においては、契約価格の中に kW 価値（固定費）相当分が含まれているケースが一般的です。制度設計上、発電事業者は容量市場から kW 価値の対価（容量確保契約金額）を得るため、既存契約において二重取りとならないよう、政府からは「容量市場に関する既存契約の見直し指針」が発出されています。しかし、当該指針は当事者間の協議を促すものであり、是正を強制する法的効力を有しておりません。現状、発電コスト情報の非対称性や交渉力の格差等により、発電事業者との協議が整わず、二重負担の状態が解消されていない、あるいは、解消の目途が立っていない事例もあろうかと思われます。小売電気事業者が合理的な理由なく二重負担を強いられ続ける状況は、公正な競争環境を阻害し、小売電気事業者の経営体力を不当に削ぐものであり、ひいては安定供給の担い手としての機能を低下させかねません。 本中間整理（案）で示されているように、今後、小売電気事業者に対する供給力確保義務の強化や、kW 価値も取引対象となり得る中長期取引市場の導入が検討されている中、既存契約における kW 価値の二重取り問題という足元の課題が解決されないまま、新たな義務や市場取引が積み上がっていくこととなると、小売電気事業者にとって二重負担の問題がより深刻化・複雑化する恐れがあります。 このため、次世代の電力システムにおける制度の公平性と透明性を担保し、不当なコスト上昇を抑制するため、指針を単なる努力目標にとどめず、容量確保契約金を受領する事業者に対する定期報告義務や監視・検証メカニズムを導入することで、その実効性を確実に担保するための検討がなされることを要望いたします。	する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則り、適切な時期に既存契約の見直し協議が行われることが望ましいとしています。容量市場に関する取引は電力広域的運営推進機関が定めたルールに基づいて行われますが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができ
		33 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課すべきでない	容量市場、長期脱炭素電源オークションの見直しについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 自主的な安全性向上対策にかかる供給力提供開始の遅延が発生する場合、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、長期停止期間は停止の上限 180 日相当にはカウントしないいただきたい。 自主的な安全性向上に伴う停止をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
		34 中長期を見据えて必要となる電源投資が確保できるよう、制度整備に関するスケジュールを明らかにし、早期に事業者が投資決定できる事業環境を整えるべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 中長期を見据えて必要となる電源投資が確保できるよう、制度整備に関するスケジュールを明らかにし、早期に事業者が投資決定できる事業環境を整えていただきたい。 【理由】 原子力発電の新規建設・リプレースには数十年の長い期間を要するため、早期に投資決定ができる事業環境整備が必要である。	
		35 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応には上限を設けるべきでない	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応には、事業リスクの予見性向上の観点から、上限（当初見積もりの1.5倍まで）を設けないでいただきたい。 【理由】 事後的な費用増加の制度的対応は事業者に帰責性がない費用の増加が対象であり、かつ、モラルハザード対策として1割を自己負担するため、1.5 倍の上限は不要と考える。	
		36 電力需給シナリオの策定・更新にあたっては、「原子力発電の見通し・将来像」を織り込むべき	電力広域的運営推進機関が策定した「将来の電力需給シナリオ」については、前提条件や

		【意見内容】 「電力需給シナリオ」の策定・更新にあたっては、原子力小委員会において検討されている「原子力発電の見通し・将来像」（2040年および2050年に向けた必要容量や時間軸）を織り込んでいただきたい。 【理由】 原子力発電所の建設やサプライチェーンの維持・強化には、長期のリードタイムを要する。中長期を見据えた必要な電源投資が遅滞なく行われるような制度設計を行うため「原子力発電の見通し・将来像」を前提とした共通認識を形成することが必要。	公表情報等の変化を定期的に観測しつつ、一定間隔で必要な見直しがなされるものと認識しております。
		37長期脱炭素電源オークションについて、既設原子力の安全対策投資案件の募集量の上限を拡大すべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、既設原子力の安全対策投資案件の第3回募集量は、前回の200万kWから150万kWに減少しているが、既設炉の最大限活用の観点から、この上限を拡大していただきたい。 【理由】 「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」では原子力発電が総発電量の2割程度を担うことが期待されている。安全対策投資案件が、競争力がある電源にもかかわらず、設定された募集上限枠で落選する懸念がある。	
		38長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めるべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めていただきたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する費用について、入札後に発生した場合には事業者の持ち出しとなり回収ができない仕組みとなっている。 これらの費用の回収を認め、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
		39長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、送電端設備容量ベースで30万kW未満の次世代革新炉による原子力発電プラントも含めるべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、送電端設備容量ベースで30万kW未満の次世代革新炉による原子力発電プラントも含めていただきたい。 【理由】 国際的には、安全性を高めた30万kW未満の原子力発電プラントの開発・導入が進んでいるが、事後的な費用増加の対応についての制度措置の対象は送電端設備容量30万kW以上とされている。	
		40容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課すべきでない	容量市場と長期脱炭素電源オークションのそれぞれの約款における該当のリクワイアメントの条項における異議申し立て、又は不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。
		【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、事業者に帰責性がなく発生した長期停止期間は停止の上限である180日相当にはカウントしないでいただきたい。また、ペナルティの支払い時期の猶予を設けていただきたい。 【理由】 固定費の割合が大きく契約容量の大きい原子力では、長期停止に伴うペナルティによる収入減少が高額にのぼるため、その負担が経営に与える影響は大きい。	
		41事業者の資金調達コスト低減の観点から、既設原子力の安全対策工事中から投資回収できる仕組みを導入すべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 事業者の資金調達コスト低減の観点から、既設原子力の安全対策工事中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 【理由】 既設炉であっても建設リードタイムが長く、高額投資が必要な電源については、工事期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	
		42正当な理由なく休眠状態にある事業者の登録取消しについて、運用に当たっては事業の状況を適切に把握した上で判断することが必要	ご意見を踏まえ、小売電気事業者の実態などを鑑みながら、どのような場合に登録取消を行うのかなどの点について、検討を進めてまいります。
		・正当な理由なく休眠状態にある事業者の登録取消しの仕組を創設することに賛同します ・運用に当たっては、今回の措置を形骸化させることのないよう、事業の状況を適切に把握した上での登録取消しの是非を判断することが必要と考えます ・事業状況の把握に際しては、小売事業者から見て需給調整の役割を担っている電力トレーダーが、取引上、小売ライセンスを必要としている点には配慮が必要です ・特に休眠事業者を通じて不正行為がなされたという例があるような場合には、適正な事業運営を行っている事業者との区分を明確にするためにも、不正行為をなした事業者に対しては厳格な運用が必要と考えます	
		43大規模かつ長期にわたる原子力発電事業の特性を踏まえて、他律的事由で発生する費用について、資金調達し回収できるよう制度設計すべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 大規模かつ長期にわたる原子力発電事業の特性を踏まえて、他律的事由で発生する費用について、資金調達し回収できる制度設計をお願いしたい。 【理由】 中長期を見据えて必要となる原子力発電への投資が滞ることがないよう、今後、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力発電の事業特性を考慮し、安定的に事業運営できるような事業環境の整備が必要である。	
		電力ネットワークの次世代化	大規模需要の立地誘導に向けた対応の1つである「GX戦略地域」の「データセンター集積型」では、電力インフラ等の整備の効率性を踏まえ、DC集積地を形成することとしています。
		44データセンター等の大規模需要家の適地への誘導について、地域住民の理解を得る仕組みを制度として組み込むべき	す。一方で、その選定にあたっては、系統整備の観点だけでなく、地域との共生の観点等についても、第三者審査委員会で審査を行うこととしております。
		【意見内容】 データセンター等の大規模需要家を「適地に誘導」する方針は理解できるが、地域の合意形成や環境影響評価のプロセスが明記されていない。地域住民の理解を得る仕組みを制度として組み込むべき。 【理由】 大規模需要家の立地は、騒音・廃熱・土地利用・系統混雑など地域に大きな影響を与える。系統整備を優先するだけでは地域の反発を招き、結果として事業の遅延やコスト増につながる。地域合意形成を制度に組み込むことが、長期的な安定供給にも資する。	
		45費用を前倒し回収できる措置が示されたことは一定の評価ができる	現行のレベニューキャップ制度では、託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始

			・再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、老朽化した送配変電設備の更新工事も確実に進めながら、電力需要の増大に対応し、電力を安定的に供給するためには、送配電網を整備し電力ネットワークの次世代化を図る必要がある。 ・送配電網整備は、工事費が巨額で工期も長期にわたり、費用回収に時間がかかることもある。さらに、技術課題による仕様変更、利害関係者との調整、自然災害リスク、資材費・工事費の高騰など、予期せぬ事態により費用や工期の変更を余儀なくされる場合がある。 ・このような中、費用を前倒し回収できる措置が示されたことは一定の評価をすることができる、実効あるものとして頂きたい。	以降となりますが、一定規模以上の系統整備の場合、工期が長く、費用回収の開始までに長期間を要します。こうした制度の下では、系統整備実施主体は建設期間中のキャッシュフローの悪化を懸念し、結果、必要な投資が停滞する可能性があります。 こうした背景から、一定の基準を満たす系統整備について、通常は運転開始後に託送料金で回収する費用の一部について、運転開始前から回収する仕組みについて、対応の方向性を示しました。 いただいたご意見も踏まえつつ、引き続き、必要な系統の整備がなされるよう検討を進めてまいります。
		46	事業者の負担軽減や審査の予見性向上を図り、迅速に系統整備できる環境を整えるべき	申請手続きの詳細については、必要な情報を確認する観点と、事業者の負担軽減の観点の両方を考慮して検討してまいります。
			・一般送配電事業者の負担増大リスクに配慮し、大規模な系統整備における費用の上振れを補う資金調達・費用回収を円滑化させる制度措置として、電力広域的運営推進機関からの貸し付けの対象に加えることは、大きな前進であると受け止める。 ・しかしながら、整備に係る計画書の作成など申請手続きが現場の負担となることも懸念する。事業者の負担軽減や審査の予見性向上を図り、迅速に系統整備できる環境を整えていただきたい。	
		47	投資目的など実需に基づかない送電容量の空押さえが可能な仕組みから、安定供給に主眼を置いた仕組みへ速やかに整備すべき	送電網の整備には多額の費用と長期間を要することから、既存の送電網を最大限活用することは重要と考えています。そのため、真に電力を必要とする需要家に迅速に電力を供給するための接続ルールの見直し等を進めています。例えば、早期に接続可能なエリアの情報公開の拡充に取り組むとともに、送電網への接続に係る手続き期限の設定や送電網の増強に係る費用負担の見直し等について、次世代電力系統ワーキンググループにおいて検討を進めています。
			・大規模需要の適切な系統接続については、引き続き不確定要素の多い申込への対応が求められており、その内容の精査や対応に多大な労力を要し、現場の負担は増す一方である。世界的にも送配電能力不足が懸念され、日本においてもAI向けデータセンターの増加により同様の状況が予想される。実効性ある系統接続ルールを早期に整備することで送電容量の空押さえを減少させ、真に電力を必要とする需要家に迅速に供給し、投資目的など実需に基づかない送電容量の空押さえが可能な仕組みから、安定供給に主眼を置いた仕組みへ速やかに整備するべきである。	
		48	新たな基幹送電網では直流送電を検討すべき	直流送電について、北海道本州間連系設備や飛騨信濃周波数変換設備等で採用されており、北海道本州間連系設備（日本海ルート）でも採用を検討中です。その上で、系統整備にあたっての技術面については、一般送配電事業者等において、経済合理性等を含めて検討することになると考えています。
			5 送電網整備 送電網は供給と需要をつなぎ、広域での需給調整を行うものなので、夫々について検討する必要がある。 供給は分散型を基本とするので、ある地域内での需給が多ければ広域での必要性は低下する。災害や事故などで外部からの送電が途絶えても最低限の需要を満たす発電能力が備わっていれば強靱となる。営農発電、小規模（マイクロを含む）水力は増やす余地が大きい。 新規の大規模な電源は洋上風力なので、その対応を検討する。なお、出力が少なくても建設期間が短い場所も対象にすべきである。 需要が多いのは大都市であるが、このまま人口集中が進めば地方は崩壊する。災害に対しても脆弱である。従って地方分散となるように大都市での需要を抑えるように再設計しなければならない。 ヨーロッパは地方分散なので大都市集中が必須ではないことは明らかである。 新たな基幹送電網では直流送電を検討すべきである。 交流より有利な点も多いし、周波数が異なる地域での長距離送電は損失が大きい。	
		49	「人」への投資を含め、投資予見性を確保できる事業環境を整備すべき	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
			・また、設備を整備する人材の確保・定着、技術の維持・継承も重要である。将来にわたって電力を安定的に供給できる設備を実現するためにも、「人」への投資を含め、投資予見性を確保できる事業環境の整備を進めて頂きたい。	
			・また、現下の物価上昇を受け、現場から「原材料価格や人件費が上昇し、これ以上コストは抑えられない」「地域間で労務費格差が大きく、人材確保が困難」といった声が挙がっている。適切な労務費の確保や資材費高騰へ対応するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を通じて費用回収できる環境の整備もあわせて進めて頂きたい。 ・なお、連系線の整備は国の検討を踏まえて進められているものである。国が主体的に需要家へ説明し、理解を求めることも必要だと考える。	
			・さらに、電力関連産業全体が抱える構造的課題、すなわち若年層の採用難や早期退職、経験豊富な高齢層の退職に真摯に向き合うべきである。特に、再稼働していない原子力発電所や休止中の非効率火力発電所では、将来の不透明さから業務の魅力喪失や雇用不安が広がっている。 この状況を打開するためには、物価や賃金の上昇分を適切に価格へ転嫁できる制度への早急な見直し、長期的な計画に沿って系統拡充・メンテナンス事業や発電所の新設・リブレース等が可能となるよう、官民協力の下、公的ファイナンスの整備を含む資金調達の円滑化を速やかに実現する必要がある。	
			・地域や産業を支える電力設備の意義と役割を明確にし、その位置付けや将来の方向性を現場に示すことが、「電力関連産業は社会を支えているんだ」という実感に繋がるとともに、産業の魅力を肌で感じ、使命感を持った人材の定着・確保、ひいてはサプライチェーン全体の強化につながるものと考えてる。	
			電源・系統への投資に対する公的ファイナンスの整備	電力分野において、必要な供給力を確保し、電力分野の脱炭素化を実現するためには、短期間に大規模な投資を行っていくことが必要です。そうした中で、今回は、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になるおそれが指摘されており、こうした課題に対応するため、融資制度を設けることにしました。他方で、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むことは重要であると考えており、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取組を総合的に推進していく観点から、引き続き必要な検討を進めてまいります。
		50	公正な競争環境が構築されるようなファイナンス支援とすべき	
			脱炭素電源への投資促進に向けたファイナンス支援について、特定の手法(デット性資金)への支援に偏ることなく、企業が多様な資金調達手法が取れる支援制度とし、脱炭素電源の投資環境について、資金調達力も含めた公正な競争環境が構築される支援とすべきと考えます。 ・理由 大規模な電源投資に係るファイナンスについては、事業者の与信や資金調達の方針(資本政策)等も踏まえて検討されるものです。政府の信用力を活用した融資等のファイナンス円滑化の方策は、主にデット性の資金を対象にしているものと考えられます。政府の信用補完は、企業の借り入れ(コーポレートファイナンス)やノンリコースのプロジェクトファイナンス組成がしやすくなるなどの利点はあるものの、日本大学の安藤委員が指摘しているとおり、資本コストが下がり適切な投資判断が損なわれる懸念や、安易な見積もりによる事業計画の進行を避けるための多面的な企画／検討のインセンティブが重要であると考えます。また、デット性資金への支援は、既存の化石燃料由来の発電所をもつ大規模発電事業者(旧一般電気事業者等)が、自らの与信や資本コストを考慮せず脱炭素電源への投資がしやすくなる観点で、資金調達力を含めた公正な競争が働かなくなる懸念があります。脱炭素電源への投資拡大のための政府支援は重要である点については理解しますが、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むよう、融資等への政府の信用補完以外の方策も広く議論していただくようお願いいたします。	
		51	原発を意図した大規模電源の新設を支援する新たな融資制度案は導入すべきでない	今般検討している電力広域機関による貸付制度は、民間金融を補完し、資金調達が難しい長

		主に原発を意図した大規模電源の新設を支援する新たな融資制度案は導入すべきでない。 ・理由： 提案されている融資制度は、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が、大規模脱炭素電源を建設しようとする事業者に対して財政融資を行うというものである。また、 万一の場合に備え一般送配電事業者から抛出兵等を回収するしくみも同時につくることとなっている。 対象となるのは、「50万kW以上」かつ「建設期間が10年以上」（案）の電源であり、これにあてはまるのは原発である。 原発のコストは近年上昇し続け、欧米で最近建設されているものはいずれも数兆円となっており、日本においても今後物価高騰や円安によりさらに上昇する可能性がある。 https://foejapan.org/issue/staffblog/2024/10/10/staffblog-20704/ さらに、「万一の場合に備え」として一般送配電事業者からの抛出兵回収の枠組を設けるとしている。建設コストが大幅に上昇した場合、事業者からの返済の不足分に充てられる可能性がある。これは、本来事業者が負うべきリスクを、一般送配電事業者経由で消費者が負担することになる。 ここ数年の議論で、原発建設は事業期間の長さと巨額のコスト、さらにコスト上振れ等リスクの大きさから、民間銀行の融資のみでは不十分であり、投資予見性が低いことが示されてきた。また、原発に関しては、事故のリスクや核のごみの処分など大きな問題がある上、すでに研究開発や立地地域への交付金等、莫大な国費がつぎ込まれている。 そのような事業に、国が融資してリスクを肩代わりし、さらに「一般送配電事業者からの抛出兵」というかたちで消費者負担のしくみをつくることには正当性がない。	期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進し、電気の安定供給に必要な供給力を確保するためのものです。 特定の電源種のみを対象とするものではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とすることを想定しており、こうした観点から、具体的な支援対象は今後詳細を検討していきます。 なお、今回の貸付制度は、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるものです。また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、それを電力広域機関において積立てることにより、財政融資資金を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に備え、一般送配電事業者からの抛出兵等によって貸付け原資を回収することも検討していますが、これは上述の対応を行ってなお貸し倒れが発生する限定的な場合に備えた仕組みであり、今回の融資制度の導入によって直ちに電気料金が上がる性質のものとは考えておりません。 なお、今後の電力需要増加に見合った脱炭素電源を十分確保できるかは我が国の経済成長や産業競争力を左右するものであり、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、そうした需要家ニーズに迅速に対応するものであり、その効果は需要家全体に裨益するものと考えております。
		原発を延命させるシステムには反対です。 原発をすすめたいのなら、自主財源でやってください。 フクシマの自己処理代なども国民が負担しているのに、新たな原発の負担をするのは絶対にありません。	
		国が借金して原発を支える制度は止めてください！	
		52 原子力発電の自主的安全性向上の取組みの費用について、資金調達し、回収できる制度設計とすべき	電力広域運営推進機関による財政融資を活用した貸付制度は、民間金融を補完することで、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源や送電線への投資を促進するためのものです。詳細制度設計については、今後検討していきますが、安定供給と脱炭素化の両立に資するものについては、今般の制度の対象となりうると考えます。
		【意見内容】 「次世代電力システムの構築」において、原子力発電の自主的安全性向上の取組みの費用について、資金調達し回収できる制度設計をお願いしたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する取組みに伴う建設遅延、運転停止に対する経済的な損失の可能性や追加費用の回収が考慮されていない。	
		53 既設原子力の安全対策工事」も対象に含めるべき	今般検討している電力広域機関による貸付制度は、特定の電源種を対象とするものではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とすることを想定しています。このため、原子力発電所という個別電源を支援するための制度ではありませんが、安定供給と脱炭素化の両立に資する大規模な電源整備については、対象に含まれうると考えます。
		【意見内容】 新たな融資制度創設にあたっては、原子力の新設・リプレースだけでなく、「既設原子力の安全対策工事」も対象に含めていただきたい。 【理由】 既設原子力の安全対策工事は大規模な追加投資が必要になるため、融資対象とすべきである。なお、既設原子力の安全対策工事は長期脱炭素電源オークションの制度上の対象電源となっている。	
		54 長期的かつ具体的な設備容量計画を示すことが重要	電力広域的推進機関が策定した「将来の電力需給シナリオ」については、前提条件や公表情報等の変化を定期的に観測しつつ、一定間隔で必要な見直しがなされるものと認識しております。同機関とも調整の上、今後の具体的な活用可能性について検討してまいります。
		・中長期的な需要と供給に関する共通認識を形成するためには、発電所の廃止やリプレースが地域経済や雇用に深刻な影響を及ぼす可能性を軽視せず、雇用の確保と公正な移行に向けた国の責任ある対応、ファイナンス面も含めた十分な事前検討と具体的な対策が不可欠である。 こうした認識のもと、将来の電力需給シナリオを検証し、複数の選択肢から安定供給を確保できるシナリオを基に、長期的かつ具体的な設備容量計画を示すことが重要である。その際、国、地方自治体、事業者、金融機関など関係者間で共通認識を形成することが求められる。	
		55 適正な事業報酬率を確保し、事業の成長性を担保できる魅力ある事業環境を整備するべき	第一規制期間における事業報酬については、公社債利回りの上昇を踏まえ制度措置を講じるよう、令和8年1月14日に電力・ガス取引監視等委員会委員長から経済産業大臣に建議が行われております。また第二規制期間に向けては、第一規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定方法についても按本的な見直しを実施することと電力・ガス取引監視等委員会にて整理されており、今後同委員会において、事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うものと承知しております。資源エネルギー庁としてもこの検討を注視してまいります。
		・今後、需要増加に対応し、安定供給を見据えた投資案件が短期間に集中する中、必要な資金調達を円滑に行うためには、事業者の資金調達能力を確保することが極めて重要である。そのためにも、国が主体となり、適正な事業報酬率を確保し、事業の成長性を担保できる魅力ある事業環境を整備することが必要である。整備に向けた詳細検討にあたっては、現場実態を把握している事業者・金融機関の意見も確認しながら実効的なものとなるよう進めて頂きたい。なお、融資のために申請が必要となる場合には、申請手続きの簡素化を図るなど、現場負担の軽減も考慮して検討を進めて頂きたい。	
		56 系統設備の増強に向けては、設備が過剰とならないよう、電力の需要想定に対する実態も確認しながら慎重に進める必	広域系統整備計画の策定にあたっては、その実施案及び事業実施主体を決定する際に、増強容量、工事費等について、電力広域的運営推進機関の有識者委員会における総合的な評価を踏まえることと同機関の業務規程で定められています。
		・系統設備の増強に向けては、設備が過剰とならないよう、電力の需要想定に対する実態も確認しながら慎重に進める必要がある。	また、現在検討を進めている「地内系統の計画的な整備」の枠組みにおいても、技術的な内容や工事の妥当性等を確認の上、先行的・計画的な系統整備を進めることとしています。
		・なお、マスタープランをはじめとする大規模系統整備が計画され、巨額の投資と長工期に対応するため、ファイナンス面の整備が進められているものの、電力需要が想定を下回り、整備した系統が過剰設備となった場合には、送配電事業者の設備への投資回収がかなわない事態が発生することに加え、電力の安定供給を支える中、系統整備に向け真摯に対応を図る現場の努力に報いる効果を期待できない設備となるだけでなく、過剰な国民負担を求める事にもなる。	
		事業者の創意工夫と規律を両立する電力取引環境の整備	第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委(2025年12月17日)において、排出量取引制度
		57 GX-ETSと高度化法の関係を整理すべき	の第2フェーズでは、再エネや原子力等の非化石電源は本制度の中で直接的に評価されない仕組みであり、高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があると整理されました。そのため、頂いたご意見については、今回の整理以降の将来的な制度設計の参考とさせていただきます。
		【意見内容】 第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025年12月17日）資料6において、排出量取引制度（GX-ETS）は第2フェーズにおいては火力電源の燃料転換や効率改善が促進される制度である一方、高度化法は非化石電源の維持・拡大のインセンティブを提供する制度であり、両者は完全に代替されるものではないため、当面は併存する方向性が示された。 他方で、発電電力量の価値は卸電力市場価格、つまりマージナルな電源の限界費用が価格指標であると認識している。マージナルな電源が火力電源となる場合、非化石電源はGX-ETSと高度化法の両方から収益を得ることができ、小売電気事業者や需要家にはGX-ETSと高度化法の両方の負担が生じる。そのため、完全な代替ではないとしても、エンドユーザーから見れば、似た効果のある政策由来のコストを二重負担することとなる。 かなりの部分が代替されるのであれば、カーボンプライシングの明示効果を高めるためにも、重複した規制体系を効率化するよう、ご検討いただきたい。 【理由】 意見内容に記載のとおり、GX-ETSの第2フェーズにおいても、高度化法と完全な代替ではないとしても、似た効果のある政策由来の収益・費用が二重となる可能性があるため。	
		58 他社に供給する熱や発電ベンチマークの対象とならない自己託送等の電気についての検討を早期に進めるべき	ご意見も踏まえつつ、他社に供給する熱や発電ベンチマークの対象とならない自己託送等

		【意見内容】 第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025年12月17日）資料6 p.14の通り、発電ベンチマークの対象範囲（バウンダリー）は発電事業による発電電力量及びCO2排出量とされ、自営線を通じた自家消費及び自己託送（特定供給含む）は発電ベンチマークの対象外とされている。 この点、排出量取引制度小委員会のとりまとめにおいて、他社に供給する熱や発電ベンチマークの対象とならない自己託送等の電気について今後、割当ルールの検討を進めることとされており、委員から需給ひっ迫等を踏まえた早期検討の必要性も指摘されている。 ベンチマーク検討にあたっては計測・データ収集など、ベンチマーク水準等を検討する前の準備段階の検討に時間を要するため、早期に検討いただきたい。 【理由】 意見内容に記載のとおり、電力需給ひっ迫やベンチマーク検討のリードタイムを踏まえれば、早期の検討開始が必要と考えるため。	の電気について検討してまいります。
		59 量的な供給力（kWh）の確保は重要だが、発電事業者への供出義務は慎重な検討が必要	小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務は、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があると整理されており、引き続きパッケージとして中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。
		【 ①小売電気事業者の安定的な事業実施の確保 】 ・市場高騰時に小売電気事業者の撤退が相次いだことを踏まえ、供給力確保策の必要性は理解する。しかし、発電事業者に対し「発電電力量の10%供出義務」を課す提案については、競争と公平性の観点から慎重な検討が必要である。 ・エネルギー安全保障と安定供給の確保は、国民生活と経済活動の基盤であり、最優先で取り組むべき課題である。電力自由化により、かつての一般電気事業者のような発電から小売までを一体的に担う供給体制は見直され、約700社もの小売電気事業者が参入したが、安定供給や消費者保護、災害対応といった公益的責任は、すべての小売電気事業者が果たすべき重要な役割である。 ・2022年の電気料金急変は国民経済に影響を与え、需要家に負担と混乱をもたらし、電力業界の信用を失墜させた。こうした事態を踏まえ、料金変動の抑制と安定供給の確保に向けた取り組みは極めて重要である。2022年～2023年に退出した小売電気事業者の約8割が3年後の調達について1割を確保できておらず、スポット市場に過度に依存した調達構造の中、事業運営を行っていたことが明らかとなっている。今回WGにおいて事務局より提案のあった量的な供給力（kWh）確保義務については、自由化の趣旨に沿い、すべての小売電気事業者が等しく背負い、社会的責任を果たすべきであると考ええる。 ・小売電気事業者は、電力システムの一翼を担う存在として、発電事業者との相対契約や先物・先渡し取引を活用し、可能な限り長期契約を締結することで、電力の安定供給を担う中核的な役割を果たす必要がある。これらの観点から、「量的な供給力の確保を求める時期及び量」を仕組みとして設けることには一定の意義があるものと考ええる。 ・新しい市場の創設にあたっては、制度の複雑化を避けるため、市場ごとの目的を明確に整理し、全体として簡素化を図ることが重要である。また、発電事業者に対し「発電電力量の10%供出義務」を課す提案については、競争と公平性の観点から慎重な検討が必要だと考える。加えて、新たな仕組みの導入にあたっては、小売電気事業者への供給力確保に対する負担を過度に考慮するあまり、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制などにおける十分な効果が見込めなくなることは避けなければならない。	
		60 同時市場のシステム開発において日本固有の特殊性を十分に考慮すべき	ご意見を踏まえつつ、我が国固有の特殊性を考慮しながら、今後詳細検討を進めてまいります。
		【 ③短期の需給運用を最適化する市場の整備 】 ・同時市場のシステム開発に向けては、関係事業者の業務や運用実態等を十分に調査・把握をし、市場本来の目的を果たして頂けるような設計であるとともに、島国である日本固有の特殊性を十分に考慮したシステムの構築に向けた検討をお願いしたい。導入に向けては、現場に混乱が生じないよう丁寧な周知・説明を行うとともに、十分な説明期間を設けていただきたい。	
		61 規制料金の解除に向けた議論を進める必要	審議会において、経過措置料金の在り方として燃料費調整制度を含めた事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因の整理や、現行の料金制度が前提としていない制度により発生する費用等の事業者の努力の及ばない外生的な要因により発生する費用について需要家保護の観点も含めつつ、柔軟に転嫁できる制度の検討を進めてまいります。
		【 ④経過措置料金の在り方に関する検討 】 ・エネルギーを取り巻く環境は、地政学リスクの高まり、脱炭素の促進、インフレなど、設計当初に想定された前提から大きく変化しているため、諸外国の電気料金制度なども参考にしつつ、日本として改めて規制料金の解除に向けた議論を進める必要がある。 燃料費調整制度は、上限が設定されているため、必要な費用が規制料金に転嫁できない制度である。燃料価格高騰局面においては、需要家保護に寄与したものの、旧一般電気事業者の負担に依存しており、自由化の下で公平性を損なう要因となり、健全な競争を妨げるものとなった。制度本来の目的を確認し、上限のあり方を含めた見直しが求められる。 ・経過措置料金が解除されていない現状は、自由化の本来の姿ではなく、事業者間の公平性を損なっている。外生的な価格変動への対応を含め、経過措置料金の課題解決に向けた制度整備を速やかに進めるべきである。 ・なお、規制料金の変更認可申請の審査には約半年の期間が必要であり、対応コストや審査期間中の回収漏れなど生じていることから、審査の合理化を図り、期間短縮による機動的な仕組みとなるよう検討を進めていただきたい。	
		62 同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示すべき	今後の検討については、2025年10月15日に公表いたしました第二次中間取りまとめに記載のとおり進めていくことを予定しております。なお、同時市場導入に際して各事業者に対応が発生することも念頭において、スケジュールイメージ等について丁寧にお示ししてまいります。
		【意見内容】 ・同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示いただきたい。 【理由】 ・同時市場は現行のスポット市場等を代替する大規模な制度変更であり、各事業者の既存の関連システムの改修や新たなシステム構築など、業務見直しに多大な時間を要するため。	
		63 現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計すべき	同時市場は、電力と調整力を同時に取引し約定させ、これにより、電源を電力と調整力に適切に配分する仕組みの市場です。そのため、現行の調整力調達とは実務や運用に変更が生じる見込みです。詳細の制度設計については、事業者の意見も踏まえつつ、今後検討を進めてまいります。
		【意見内容】 ・現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計いただきたい。 【理由】 ・新しく市場参入するリソース、余力活用といった市場外調達など、すべて同時市場内に取り込むことが調整力の調達上合理的であり、参入事業者の予見性を高めることにつながるため。	
		64 中長期市場の整備と一体で検討すべき	小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務は、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があると整理されており、引き続きパッケージとして中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。
		【意見内容】 義務化の導入には慎重であるべきだが、導入する場合は、まず中長期取引市場を先行して整備し、効率的な義務履行手段の蓋然性を高めた上で義務化を開始していただきたい。 【理由】 小売事業者は既に容量市場（kW）でコストを負担しており、さらなるkWh義務化は新電力の創意工夫（柔軟な調達）を阻害しかねない。また、3年前の需要予測は不確実性が高く、義務化が先行すれば「売り手市場」を招き、国民負担が増大するおそれがある。導入するのであれば、義務達成のための調達環境を予め整えるべきであるため。	
		65 容量市場との二重負担を防ぐべき	本施策の導入に際しては、中長期市場等の供給力確保手段の検討と併せて、量的な供給力を適切に確保した小売電気事業者の容量抛出金の扱いを含め、制度間の合成の誤謬が生じることのないような調整を検討することとしています。
		【意見内容】 小売事業者は既に容量市場を通じて供給力（kW価値及び一部のkWh価値）の確保費用を負担している。量的（kWh）確保義務の施行にあたっては、義務履行時の容量市場との二重負担（義務の二重履行、相対取引による義務履行時を想定）を構造的に防ぐ仕組みを講じていただきたい。 【理由】 固定費を含んだ価格でのkWh調達を強いることは、形を変えた国民（需要家）への二重負担に直結するため。	
		66 量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とすべき	本施策の導入に際しては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市

		・ 施策目的に照らし、量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とされたい。なお、3年前の根拠となっている発電事業者の予見性確保のためには、中長期取引市場の魅力を向上させ供給力確保義務に関わらず取引が活性化されることが肝要であると申し添える。 ・ 3年前義務化を導入する場合には、悪質な場合を除きペナルティー無しとされたい。	場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、取引状況や追加的な対応を踏まえてもなお、求める時点でのkWh確保が難しい場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量や時点の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。 また、実効性確保のための履行を促す措置の在り方については制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などを踏まえ、引き続き検討してまいります。
		67先物について、政策目的に整合している取引であれば認めるべき 【意見内容】 ・ 「（現物と組み合わせられた）電力先物」について、政策目的に照らして適切な取引種類であれば、義務履行の手段として認めていただきたい。・ 「市場連動メニュー」をはじめとする、需要家がリスクを理解した上で選択しているメニューについては、義務対象設定の考えにおいて配慮いただきたい。 【理由】 ・ 現物取引と組み合わせがされているなど、政策目的に合致する種類の先物取引については、義務達成の調達手段の多様化を図る意味でも、認められるべきものとするため。 ・ 市場連動メニューなど、小売事業者の創意工夫から生まれた多様な料金メニューは尊重されるべき。市場連動メニューへの配慮がなされない場合は、小売事業者への過大な負担になるとともに、需要家の選択肢を狭めることとなり、システム改革の本旨から外れるものと考えられるため。	電力先物については、現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しい一方で、現物取引と組み合わせることで、価格を安定させた上での電力供給が可能になるという面もあります。量的確保における調達手法は、現物での確保を原則としつつ、電力先物をどのように取り扱うかについては、中長期の取引状況及び電力先物の取引状況などを確認した上で、引き続き検討してまいります。 また、事業者や需要家の判断等により、事業者の義務の範囲が変わりうる制度は恣意性が高く、また、その行政で真正性を確認することは困難であることから、個別料金メニューの配慮について、制度設計に取り込むことは難しいと考えられます。小売電気事業者の実態も踏まえ、その多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどのように講じるか、ビジネスの実態に即した検討を進めてまいります。
		68「変動性再エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定すべき 【意見内容】 「変動性再エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定いただきたい。 【理由】 変動性再エネの出力特性を踏まえた制度設計となるよう配慮いただきたいため。	小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わない、つまり、再エネ電源を含め、確保を求める電源の種別は問わないと整理しています。また、供給計画では、kWhに関しては各電源とも調整係数等を乗じることなく、調達見込み量の算定・報告を求めている、同様の考え方にに基づき、今後の具体的な検討を進めていきます。
		69「仏国における検討状況」の記載は改めて精査すべき 【意見内容】 P66「仏国における検討状況」の記載は誤情報の懸念が強いので、根拠として引用する際はあらためて精査すべき。 【理由】 当該引用について、下記箇所など、仏国の引用の誤りが見受けられたため。 （以下は当社による和訳（A I）による機械翻訳）、抜粋及び注釈） ----- フランス共和国 エネルギー規制委員会（CRE）公開協議 第2024-08号 3. 供給事業者のヘッジ義務の定義 3.1. ヘッジ義務の範囲 3.1.1. 対象となる消費者 3.1.2. 対象となるオファー ヘッジ管理は、一方では固定価格または調達スキームにおける供給事業者の契約上のコミットメントに関わる量と、他方ではこれらのコミットメントを尊重するための供給事業者の実際のヘッジ慣行との間の適合性の評価によって定義されます。CREが想定する慎重な枠組みは、固定価格のオファーの管理に限定されるものではありません。なぜなら、フランス市場には、ヘッジ不足の場合に供給事業者を同様にリスクにさらす、さまざまなオファー（クリック価格、平滑化された参照にインデックス化されたものなど）があるからです。したがって、契約上のコミットメントの評価を契約上のコミットメントに限定して、契約上のコミットメントの対象となるオファーの種類を特定することが適切です。慎重な管理の枠組み内で、CREは、価格または調達スキームに関する契約上のコミットメントの対象となるオファーにのみ、最低ヘッジレベルを適用することが必要であると考えています。 ● 例1：固定価格のオファーは、消費者に販売価格を約束した供給事業者に、消費予測全体を上流で可能な限りヘッジすることを義務付けます。 ● 例2：スポット市場にインデックス化されたオファーは、供給事業者が消費日の前日までオープンポジションを維持することを可能にします。 【当社注：スポット市場について、実需給前日までに確保すればよいとされています】 3.2.3. 目標となる最低ヘッジレベル 最低目標ヘッジレベルの規模設定は、メカニズムの有効性を確保するために中心的です。現時点では、CREは、この最低レベルが、3.1.2で対象となるポートフォリオのオファーの予測消費量の100%に設定されることが適切であると考えています。発生する可能性のある一時的なずれをカバーするために、規範的な許容範囲を考慮に入れることができます。このため、CREは、最低ヘッジ率を97%に下げる、3%の許容範囲を提案します 考慮される予測消費量について： ● 実際の消費量と予測消費量の間のずれは、契約のマークアップによってカバーされるとCREは推定しているため、実際にポートフォリオにある顧客の通常温度での消費量となります。 ● 中口および大口のポートフォリオでは、価格コミットメント（固定価格またはクリック価格）を持つオファーを提供する供給事業者は、早期解約補償（IRA）を導入することができます。したがって、CREは、考慮される予測消費量が、コミットされた量に対応する必要があると考えています。 ● 大衆市場（個人向け）では、卸売価格が下落した場合に、供給事業者のポートフォリオに減少リスクをもたらす、解約手数料の有無を考慮に入れる必要があるとCREは推定しています。したがって、CREは、解約手数料を含まない契約の予測消費量の負荷曲線に、年間10～15%の減少率を含めることを提案します。 【当社注：個人向けは全量ヘッジではなく、解約手数料を除いて10-15%引いた量のヘッジで良いとされています	仏国も含めた他国における検討状況については、今後の進捗も含め、その内容の精査を進めて参ります。
		70各社の需要に対応した多種多様な商品を扱うべき 【意見内容】 供給力確保義務化に基づく購入に依存した商品・市場設計とせず、購入者のニーズに沿った商品・市場設計とすべき。 【理由】 市場が実効的に機能し、小売事業者が魅力を感じるとともに、与信等の面でも参入可能な市場でなければ、本来の目的である「予見性の向上」につながらないため。	「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」と「供給力確保義務を課された小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達」の観点から中長期取引市場を整備することが重要である一方で、事業者が創意工夫のもとで多様な取引を行う相対取引も引き続き重要であると考えております。そのため、中長期取引市場では、中長期の相対取引で取引扱われる商品のうち定型的なものに相当する商品を取り扱うことを基本的な方向性として示しています。
		71発電事業者による売り入札価格を監視すべき 【意見内容】 「調達義務化」を盾に、過度なリスクプレミアムや利益が上乗せされた高値での取引を強いられることは断じて容認できない。適切な価格指標形成のため、売り手（発電側）の価格形成ロジックを監視・是正する枠組みを導入すべき。 【理由】 議論されている「供出量を高める方策」では、発電事業者と小売事業者の交渉力の対等性確保が不十分と考えられるため。	中長期市場における監視のあり方としては、上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような方法はなじまないというのが基本的な方向性です。他方で、発電事業者が意図的に不当な売り入札を行うことを防ぐための監視が必要だと考えています。具体的な市場監視のあり方については、今後詳細検討を進めてまいります。
		72商品の魅力と実効性を確保すべき	ご指摘いただいた転売や決済・清算方法のあり方、他市場との関係整理については、各論

			【意見内容】 商品・市場の魅力に基づく取引活性化があつてこそ、スポット市場とは別の価格指標形成が実現される。特に、以下の観点から魅力と実効性を確保いただきたい。 ✓ 確保済み供給力が柔軟に活用されるよう、本市場での取扱商品の「転売」を認めること ✓ 規模に関わらず多くの事業者が参加可能となるよう、与信や証拠金等の制度への配慮 ✓ 容量市場等他市場との「固定費や変動費の二重取り（二重払い）」を解消する具体的な調整方法の検討・実行 【理由】 調達義務が先行し、実態とかけ離れたリスクプレミアムを含む高値が市場指標となれば、相対取引においても小売事業者の経営を圧迫し、最終的な電気料金の不当な上昇を招く恐れがあるため。	点について今後詳細検討を進めてまいります。
		73	小売電気事業者への量的な供給力（kWh）の確保義務は、事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため慎重に検討すべき 【意見内容】 小売電気事業者に対する「量的（kWh）な供給能力の確保」義務化の検討に関しては、提示された「中間整理」において「継続検討」とされている現状を支持します。しかし、今後の議論においては、本施策の目的と手段の整合性を改めて整理するとともに、義務量算定の実務的な困難さや、それを根拠としたエンフォースメントの妥当性について、より慎重な評価がなされるべきと考えます。 固定的な予測や過去実績に基づく義務量の算定は、需要変動がある自由化市場の実態と乖離する可能性があり、これを根拠に行政命令や登録取消といった重い処分を行う制度設計には課題があります。また、多くの小売電気事業者は、近年の市場価格高騰の経験を経て、既に自主的なリスクヘッジや調達ポートフォリオの改善を進めています。こうした事業者の自律的な対応が進む中で、一律かつ硬直的な義務を課すことの是非については、改めて慎重な検討を求めます。 【理由】 1. 施策の目的と手段の関係性 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識があったことは承知しております。昨年3月の検証報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、小売電気事業者の協力（長期的な視点での卸契約の締結等）が必要である旨が指摘されています。 一方で、今般の「とりまとめ」や「中間整理」の案においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども包含されています。目的がこのような多義的に広がる中で、今般のとりまとめ（案）には記載が消えているものの、議論の過程において「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が政府より提示され続けました。しかし、これら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについては、検証が必要です。この点については、小委、WGの委員からも声が上がっていたものと承知しています。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 2. 義務量算定の困難性とエンフォースメントの課題 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。 議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識がございました。昨年3月の電力システム改革の検証に関して電力・ガス基本政策小委員会でもとめられた報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、長期的な視点での卸契約の締結等関係事業者の協力が必要とされていると承知しています。一方で、今回公表された「中間整理」や「とりまとめ（案）」においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども包含されています。目的がこのような多義的に広がる中で、小委及びWGでの審議過程において政府より提示され続けてきた「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が、それら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについて検証が必要です。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 3. 事業者の自律的な適応の進展 今回の中間整理では、規制強化の必要性として、市場価格高騰時の小売電気事業者の経営不安定化が挙げられていますが、多くの小売電気事業者は、2020年度及び2022年度の市場価格高騰や需給逼迫の経験を経て、既に自律的な行動変容を遂げています。 具体的には、スポット市場への依存度を見直し、発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きや、市場連動型プランの導入によるリスク分担、先物市場の活用などが進んでいます。このように、市場メカニズムを通じた学習により、事業者のリスク管理体制が強化されつつある中で、一律の義務を課すことは、効率的な市場形成を歪め、かえってコスト高を招く恐れがあります。まずは事業者の自主的な取り組み状況を評価し、規制は必要最小限にとどめるべきです。 4. 燃料調達リードタイムとの不整合 審議過程においても、「燃料の長期安定調達」という当初の目的に照らし、「N-3年度（3年前）」という期間設定は実効性に課題が残る旨のご発言もあったかと認識しています。一般的に、LNGの長期契約交渉や新規ガス田の開発投資決定は、実需給の5年から10年前という長期スパンで行われます。N-3年度の段階で小売電気事業者の契約を義務付けたとしても、発電事業者の燃料調達や投資判断のタイミングとしては遅く、新規の燃料調達・電源開発を誘発する効果は限定的であると考えられます。サプライチェーン全体の実務的なタイムラインと整合しない規制は、意図した効果を生まないばかりか、小売電気事業者に在庫リスクを一方的に負わせる結果となりかねません。 政府サイドからは、審議会の場、或いは、これに限らず政府の見解が説明される場においても、これで十分であるとの説得力ある説明はなく、定性的かつ情緒的な説明しか得られていないと認識しています。	小売電気事業者に対する量的供給力の確保については、2022年に発生したロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機では、スポット市場価格の高騰に伴い、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行（特別高圧・高圧分野）を強いるなど、負担や混乱が生じたこと、小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生したこと、また、国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかになったことなどを踏まえて、検討を行っているものです。検討にあたっては、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することが出来る環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することを考慮した制度設計とすることが必要です。 また、旧一般電気事業者系の発電事業者は内外無差別卸のルールの下、供給力の平等な提供をすることとされています。小売電気事業者に対する量的供給力の確保にあたっては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて、3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があることから、制度の開始時点までの間に、小売事業者における発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きなどの自主的な取り組み状況を含め、継続的に取引状況などを検証しつつ、必要があれば発電事業者の対応も含めて、追加的な対応を検討してまいります。 こうした検証等を行う中で、小売電気事業者の自立的な適応の進展の確認を行い、実需給の3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行い、過度な規制とならないよう配慮をする必要があると認識しています。また、義務の履行手段として金融的なヘッジ手段である電力先物をどのように活用しうるのか、実務的な執行可能性などの論点や電力先物の実態を整理した上で、継続して検討を行います。 本施策による燃料調達や電源投資に関する発電事業者の予見性確保については、副次的な効果を及ぼすことはあると考えるものの、一義的な目的ではないことを踏まえ、実需給からの期間を開けるほど確保すべき供給力の見積もりが難しくなるといった小売電気事業者の負担を考慮した上で、3年度前のkWh確保を提案しているところです。
		74	容量市場との関係整理を具体化すべき	ご指摘いただいた容量市場との関係整理については、発電異業者による固定費の二重取り

		【意見内容】 中長期取引市場の創設に向けた議論が進展していますが、制度の具体的設計にあたっては、容量市場との役割分担およびコスト構造の関係性を明確にし、小売電気事業者（ひいては需要家）による「二重負担」の発生を確実に回避できる仕組みの実装を求めます。中長期取引市場で取引される電力価格には、発電事業者の固定費が含まれることが想定されますが、kW 価値（固定費の一部）は既に容量市場において取引・回収される仕組みが存在します。小売電気事業者が容量抛し金を負担しつつ、さらに中長期市場においても重複して固定費相当分を支払うことになれば、不当な二重負担となり、電気料金の上昇を招くことになります。この点に関する調整メカニズムの具体化が、市場創設の前提条件となるべきと考えます。 【理由】 1. 容量市場との役割重複とコスト構造の課題 現行制度下においては、将来の供給力（kW 価値）を確保するためのメカニズムとして、既に容量市場が導入され、運用されています。容量市場の主たる目的は、発電事業者の固定費の回収を支援し、将来にわたって必要な供給力を維持・確保することであり、このコストは小売電気事業者が支払う容量抛し金によって賄われています。一方で、今回新たに検討が進められている中長期取引市場は、主に小売電気事業者が将来の電力量（kWh）を安定的な価格で調達することを目的としています。しかし、発電事業者がこの市場で電力を販売する場合、その入札価格には、燃料費などの可変費だけでなく、固定費を上乗せして設定することが想定され、「とりまとめ（案）」P91 においても、「電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本」と明記されています。ここに、制度設計上の課題、すなわち発電事業者による二重取り、と小売電気事業者による二重払いのリスクが生じます。もし、容量市場で固定費の一部を回収している電源が、中長期取引市場においても固定費をフルに転嫁した価格で電力を販売すれば、同一の固定費に対して二重に収益を得ることになり、逆に小売電気事業者は二重に支払いを強いられることになります。これは経済的に不合理であり、そのコストは最終的に電気料金の上昇につながります。 2. 具体的な調整メカニズムの必要性 「とりまとめ（案）」P.102 において、「容量市場との関係においては、発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要である」との認識が示されたことは、問題の所在が共有されている点において重要です。しかし、現時点では「調整が必要」という認識にとどまっており、具体的な解決策は示されていません。例えば、以下のような措置が不可欠であると考えられます。 ①容量収入の控除（還付）：発電事業者が中長期市場で電力を販売した場合、その販売量に応じた容量市場からの収入を調整する、あるいは中長期市場の決済価格から容量収入相当分を控除する仕組み。 ②入札価格への反映: 容量市場で落札している電源については、中長期市場への入札価格において固定費の重複転嫁を制限するルール。 これらの調整措置が不十分なまま市場が開設されれば、小売電気事業者はコスト高を懸念して中長期市場の利用を敬遠することになりかねません。市場の流動性を確保し、制度を機能させるためにも、二重払いを回避するメカニズムの実装が求められます。ガイドライン等での緩い指針・考え方の提示ではなく、仕組みとして排除されるような市場制度設計が必要と考えます。	（小売事業者による固定費の二重払い）を回避するための調整を行うことを第一に、今後詳細を検討してまいります。
		75 中長期の現物市場の導入の適切性について十分なアセスがなされていないのではないか	①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが必要であると考えております。価格設定および監視のあり方について、ご意見を踏まえつつ、今後詳細検討を進めてまいります。
		【意見内容】 また、中長期市場により形成される価格が、指標化し、相対取引も含めた電力市場に影響を及ぼすこととなりますが、国際的に未確立・未成熟な現物型の市場をこのタイミングで導入することの適切性について、十分なアセスがなされていないことを危惧しています。 【理由】 ・規制遵守のための市場形成への懸念 さらに、中長期取引市場が、「量的な供給力確保義務」を履行させるための受け皿として設計されている側面があることにも留意が必要と考えています。 規制遵守のために市場を創設するアプローチは、足下を見る市場参加者により市場の健全な発展を阻害するリスクがあります。政府案では、「一定規模以上の発電事業者に対する供出の求め（義務化）」などが検討されていると承知していますが、供給サイドを人為的に作り出す措置は、価格形成を歪める可能性があります。規制によって作られた市場価格が実勢を反映しないものとなれば、公正な価格指標としての機能を果たさない懸念があります。また、この中長期取引市場は、与信等の問題から長期の相対契約が難しい事業者が中長期の供給力を確保するためのセーフティネットとしての役割を果たしていくことが想定されていると認識しています。このため、こうした事業者が買い側として市場参加することが見込まれますが、こうした事業者は小ロットの取引になることが想定されます。開設当初から流動性の高い市場となることは難しい中で、小ロット・低流動性の取引により形成された価格が、相対契約まで含めた価格指標として妥当性あるものとなるのかについて疑問があります。さらに、売り側が市場の実態を反映しないリスクプレミアムが乗せて札を入れ、リスクプレミアムが乗った価格が価格指標化することになれば、この市場のみならず、相対取引も含めて供給力調達コストが上がることにつながりかねず、この観点での事業者の入札行動に対するルールや監視が不可欠と考えます。 国際的にも、現物の受け渡しを伴う長期電力市場の運営は流動性の確保が難しく、金融決済を中心とする先物市場がリスクヘッジの主流となっているのは周知の事実かと認識しています。政府は、物理的な受渡しを伴う中長期市場の制度設計に固執するのではなく、金融先物市場の活性化支援など、より柔軟でグローバルスタンダードに即したアプローチも併せて検討することが望まれます。	
		76 議論の全体像との整合、分散型エネルギーリソース・アグリゲーターの明確な位置づけ、インバランス責任の整理、インバランス料金設計等について検討すべき	ローカル系統で混雑が生じた場合、同時市場における基幹系統混雑管理と、ローカル系統混雑管理をどのように両立させていくかが課題となると認識しており、他の審議会等における

		【意見内容】 昨年 10 月に資源エネルギー庁が行った意見募集後、今般のとりまとめに向けて議論の有意な進展はなかったと認識しています。このため、同時市場関連制度の設計に当たっては、以下の点を改めて強く要望します。 ①議論の全体像と整合性の再確認: この制度検討は、現在の卸電力市場や需給調整市場などの電力市場の枠組みを抜本的に変更するものです。しかし、これまでなされてきている議論は、技術的詳細に偏重しており、視野を広げ、送電系統・配電系統の区別なく、全てのリソースを最適活用するという大局的なビジョンを再確認することが不可欠と考えます。その上で、仮にローカル系統に特化した議論を別途行う場合でも、基幹系統メインの議論とそれ以下の配電系統も含んだローカル系統の議論を整合的に進められるべき考えます。 ②分散型エネルギーリソースとアグリゲーターの明確な位置づけ: ローカル系統に接続する分散型エネルギーリソース（DER）と、それを束ねるアグリゲーターが市場に参加できる道筋を、制度設計の初期段階から明確に組み込む必要があります。これらを後付けのオプションとするのではなく、市場の基本構造に織り込むべきです。 ③検討体制の透明性向上: 多様なステークホルダーが参画できる透明性の高い検討プロセスを確保することが必要です。 【理由】 1. 国家エネルギー戦略との整合性とイノベーションの確保 同時市場の導入は、kWh（電力量）と ΔkW（調整力）を同時に約定させ、社会全体の余剰を最大化する重要な改革です。しかし、現在の検討状況を見ると、その設計思想が「大規模電源や基幹系統（上位系統）の運用最適化」に集中しており、下位系統（ローカル送電系統、配電系統）やこれら系統に接続する供給リソースの視点が十分でない懸念があります。政府が掲げるエネルギー基本計画、2050 年カーボンニュートラルやグリーン成長戦略においては、再生可能エネルギーの主力電源化と並んで、分散型エネルギーリソース（DER）の活用が不可欠な要素として位置づけられています。太陽光発電、蓄電池、電気自動車、さらには、需要家の行動変容を促す DR など、配電系統側に存在するリソースは今後増加することが見込まれます。電力取引の基盤となる同時市場の設計において、これらの DER の統合が十分に考慮されていないならば、将来のエネルギーシステムの姿と整合しません。上位系統の最適化だけを追求することは、長期的には国全体のエネルギー効率を損なう可能性があります。 2. アグリゲーターの参入障壁と将来の手戻り回避 アグリゲーターは、小規模な DER を束ねて電力システムに柔軟性を提供する重要なプレイヤーです。しかし、同時市場が既存の大規模電源を前提としたルールで設計されれば、アグリゲーターの参入は困難になります。例えば、最低入札単位の大きさや、通信・制御要件が大規模プラント並みに設定されれば、事実上の参入障壁となります。これは新たなビジネスモデルやイノベーションを阻害することにつながりかねません。 欧米の先進市場では、アグリゲーターが市場の重要なプレイヤーとして位置づけられ、DER の価値を引き出すためのルール整備が進んでいます。日本においても、同時市場という新たなインフラを構築する今こそ、将来の DER 大量導入を見据えた設計を行うべきです。システム開発やルール策定が進んでから DER 対応を追加しようとすれば、手戻りコストや制度修正が必要となります。「形」先行で制度設計を進めるのではなく、アグリゲーターを介した柔軟な入札メカニズムなどを初期設計の段階から制度の基本的要件として含めていくことが、長期的には最も効率的なアプローチであると考えます。	検討や取り組みも踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。 DER（Distributed Energy Resources：分散型エネルギー源）については、将来の電力市場においては DER の増加が想定されることから、入札やアグリゲーションの方法・規律等、DER の各種規律等の議論を行っていくことが重要と認識しており、引き続き、アグリゲーターの在り方等を踏まえつつ、各リソースの特性に応じた入札・価格算定方法等の検討を進めてまいります。 その他、ご意見を踏まえ、同時市場導入後の計画値同時同量制度の下の計画運用やインバランス料金のあり方等についても、詳細検討を進めてまいります。
		【意見内容】 発電、小売、送配電と並び、重要なプレーヤーである需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）について役割定義を検討のうえ、提示いただきたい。また、需要側リソースの特性（火力とは異なる費用構造等）を踏まえた制度設計をお願いしたい。 【理由】 需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）の活躍が期待されるものの、発電、小売、送配電と同様の役割定義及び特性を踏まえた制度設計の明示が「第二次中間取りまとめ」でなされていないため。	
		77 費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組みを整備すべき	事業者の努力の及ばない外生的な要因について、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討や、需要家保護の観点も含めて、経過措置料金の在り方について検討を進めてまいります。
		【意見内容】 経過措置料金の在り方に関する検討において、現在の仕組みが制度化された 2015 年の電気事業法改正時点では想定されていなかった、事業者の経営努力ではコントロール不可能な「外生的要因」によるコスト変動について、適切かつ迅速に料金へ転嫁できる柔軟な仕組みを構築すべきです。 具体的には、世界的なインフレによる資機材価格の高騰、人手不足に伴う人件費の上昇、および GX 推進に伴う新たな政策コスト（GX-ETS 負担金等）などが該当します。これらのコスト増分については、国民で広く負担していくべきものであり、このために原価の洗い替えも含んだ従来の認可プロセスを経ることなく、透明性のある算定式に基づいてタイムリーに料金へ反映させる仕組みが必要です。 【理由】 1. 制度設計時の前提条件の変化 経過措置料金の算定ルールは、基本的に「デフレないしは低インフレ環境」、そして「安定的なエネルギー情勢」を前提として設計されてきた側面があります。しかし、現在の経済社会環境は、制度設計当時とは大きく変化しています。 ①インフレと資機材高騰: 世界的なインフレ傾向により、電気事業に不可欠な資機材価格が高騰し、メンテナンスコストや更新投資を押し上げています。これらは、設備を保有する事業者のみならず、構造的なコストアップ要因になっています。 ②人件費上昇: 構造的な人手不足を背景に、人材確保のための人件費上昇は不可避です。従来の効率化努力では吸収困難となりつつあるものを考えます。 ③再エネ大量導入時代における対応、GX 関連の新たな政策コスト 脱炭素化に向けた、再エネ導入加速、GX 関連コストの発生など、制度改正時には予定されなかった内容、レベルの新しい対応コストが発生しています。 2. 価格転嫁の柔軟性と事業継続性の確保 とりまとめ案 P.111 において、「事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）」や「現行の料金制度が予定してこなかった制度（GX-ETS 等）」について、「柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討」を進めるとされたことは、政府において問題の所在が認識されたものとして支持します。 今後導入される GX 関連コストや、上昇する人件費・物件費について、従来の硬直的な認可プロセスのみで対応しようとすれば、コスト発生と料金回収の間にタイムラグが生じ、事業者の体力を削ぐことになります。その結果、必要な設備投資、サービス品質、保安品質の維持が困難となり、安定供給に支障をきたす恐れがあります。したがって、ナショナルミニマムの議論などを意識して引き続き経過措置料金の枠組みを残すのであれば、管理不能な外生的コストをタイムリーに料金に反映させる仕組みを導入することが、持続可能な電力供給体制を維持するために不可欠です。需要家保護の観点は重要ですが、それは事業者の健全な存続があって初めて成立するものです。電気事業にとどまらず、世界の潮流、国民経済のファンダメンタルズが大きく変わり、日本全体で適応していくためには、事業制度自体も適応力が必要です。適切なコスト転嫁の仕組みこそが、中長期的な視点での需要家利益につながると考えます。	
		78 中長期市場および小売電気事業者への量的な供給力確保義務の検討の方向性に賛同。両者は一体で検討すべき	ご指摘いただいたとおり、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②

		中長期取引市場の検討は、量的(kWh)な供給能力確保義務の検討と足並みをそろえることが必要 【意見内容】 ・ 中長期取引市場の整備に際しては、継続検討とされている小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務の在り方が大きく影響するものと考えます。 ・ 中長期取引市場の検討ばかりが先走りすることで、量的(kWh)な供給能力確保義務の議論が結論ありきのものになってしまうことを懸念します。 ・ 制度検討WGにおいて「両輪」とされたように、検討に当たっても、両社の足並みをそろえた検討をすべきと考えます。	発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが中長期取引市場の意義であると考えています。小売事業者に対するkWhの供給力確保義務との整合性にも留意しながら、今後の詳細検討を進めてまいります。
		79 3年前に5割の供給力を確保することで十分	ご意見を踏まえて、小売電気事業者の実態も踏まえながら検討を進めてまいります。なお、事務局案の水準では、安定的にkWhを調達できる環境にないと考えられる場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。
		【意見内容】 ・ 小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務を課すことについて、継続検討とすることに賛同します ・ 継続検討においては、小売電気事業者へのヒアリング等を通じて業務実態を丁寧に把握することが必要と考えます ・ 現状の事務局案では、小売電気事業者に3年前に50%、1年前に70%の量的(kWh)な供給力確保義務を課すことになっていますが、本制度の政策目的（小売事業者が需要家に対して安定・継続してkWhを供給できる事業環境の実現）を実現するためには、3年前から50%の量的(kWh)供給能力を確保することで十分と考えます ・ この水準は小売電気事業者としても受容しうる負担感と考えます ・ また、来夏の東京エリアの予備率が0.9%にとどまっている状況を踏まえると、本義務を課すに当たっては、安定供給に最低限必要な予備率（3%）を3年前に確保することが必要だと考えます 【理由】 中長期市場の商品メニュー等の整備が不十分な状況下での1年前70%の量的確保義務は、現在の小売事業者の競争環境下における1年後の需要規模の不確実性や需要家の市場価格連動メニューの選好度、またそれに伴って生じる電源余剰での逆ザヤリスク等を考えると、むしろ小売事業者の収支リスクを増大させるものであり、本制度の政策目的である「需要家に対して安定・継続してkWhを供給できる事業環境の実現」を困難にするものでもあるため、一定の電源調達の自由度を残しておくべき	
		80 再エネ電源の主力電源に向けて、非化石証書の活用推進を図ることに賛同	第7次エネルギー基本計画では、「脱炭素電源投資を推進する観点から、非化石証書の更なる活用を推進する」とされており、第108回制度検討作業部会においては、GHG Protocol Scope 2 Guidanceの改定等、国内外の非化石証書や環境価値を巡る議論についても、引き続き注意を払っていくこととしております。アワリーマッチングへの対応などトラッキング情報の拡充や、有効期限といった非化石証書の利便性向上については、いただいたご意見を参考にしつつ、今後検討してまいります。
		・ 再エネ電源の主力電源に向けては、更なる再エネ発電所への投資促進が必要であり、非化石証書の活用推進を図ることに賛同いたします ・ GHGプロトコルの改定等、脱炭素化に向け世界は大きく動いており、日本としても取り残されることなく対応していくことが必要です ・ 今後、世界で主流となりうるアワリーマッチングへの対応を考えると、非化石証書へのタイムスタンプの搭載、系統用蓄電池を用いた生グリーンのタイムシフトの実現等、早急に検討すべきと考えます ・ 非化石証書の利便性向上に向けては、非化石価値を長期間に亘って確保したい需要への対応として、先渡市場の創設や有効期限の延伸も有効と考えます	
		ステークホルダーの期待を踏まえた事業展開の推進	今後の議論及び政策検討の参考にさせていただきます。
		81 垂直及び水平連携の議論において、現場の声を把握しながら議論を進めるべき	
		【項目全体】 ・ 電力システム改革のもとで行われた電力自由化及び発送電分離を境に、旧一般電気事業者内でスムーズに行われていた垂直及び水平連携については、年月と共に各事業者相互で連携することへの意識が薄れ、自組織内での最適化を優先する姿勢が強くなってきている。 ・ 今後、垂直及び水平連携についての議論を進めるにあたっては、このような現状も踏まえ、関連事業者や働く者の声を把握しながら議論を進めて頂きたい。	
		（1）「垂直及び水平連携」について ・ 電力システム改革において行われた電力自由化及び発送電分離を境に、旧一般電気事業者を中心として円滑に行われていた垂直及び水平連携については、年月が経過するに伴い各事業者間での相互連携への意識が薄れつつあり、逆に各々自組織内での最適化を優先する姿勢が露わになってきている。また、洋上風力発電事業等においても見られるとおり、一部の発電事業者らにおいては自社の利益追求に傾倒するあまり、損得のみで安易に事業から撤退する例も発生している。小資源国である我が国のエネルギー事業者が最も重視せねばならない「安定供給」という社会的使命すら共有できない事業者がのさばるようでは、事業者間の相互連携は極めて難しく、我が国のエネルギー安全保障や脱炭素電源の確保が危ぶまれる事態へと繋がりうる。 政府が掲げる垂直及び水平連携の実現には、一度電力自由化及び発送電分離で仕切られた各事業者の経営層だけでなく、現場で働く者たちの認識やマインドにも配慮しながら相互連携のための新たな制度策定を行う必要がある。	
		82 垂直連携、水平連携、多角化の議論において、競争が働く環境となるよう監視の在り方等も重要な観点	いただいた点に留意しつつ、今後の議論及び政策検討を進めてまいります。
		【意見内容】 電力産業の垂直（発電・送配・小売）連携、水平連携、多角化を議論していく際には、競争が働く環境となるよう監視の在り方等も重要な観点と考える。 【理由】 意見内容に記載のとおり、電力産業の事業展開の推進と競争環境の構築のバランスを取ることが重要と考えるため。	
		GX戦略地域制度との連携	
		83 GX戦略地域の選定にあたり、多くの国民がそのメリットを享受出来るように国としても最大限の支援を行うべき	「GX戦略地域制度」は産業資源を有するコンビナート等や地域の脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す取組。本年2月13日（金）まで地域の公募を行ったところであり、各類型の選定要件に基づき、外部有識者による厳正な審査を経て、夏頃には地域を選定予定です。
		（1）「GX戦略地域」について ・ GX戦略地域の選定にあたっては、特定の地域に偏ることなく、3類型に該当する地域について公平に扱うとともに、全国においてGXの取組みを浸透させ、多くの国民がそのメリットを享受出来るように国としても最大限の支援を行うべきである。	選定地域に対しては、GX経済移行債等を活用した「支援」と、国家戦略特区も活用した「規制・制度改革」を一体的に講じることで、世界に勝てる拠点の形成を目指してまいります。
		84 GX戦略地域制度について、発電事業者、小売事業者の意見等も踏まえて検討すべき	こうした取組を通じてGXを加速させることで、日本全体における「脱炭素・エネルギー安全保障・経済成長」を同時実現してまいります。
		・ 国においては、これまで脱炭素電源を有する発電事業者への支援を推進していただいているが、本件は、コンビナート跡地等の再生やデータセンター集積地の形成等で新たな産業クラスターを創出しようとする自治体や、脱炭素電力を活用する需要家に対し、脱炭素電源や系統の整備、設備投資等に係る支援を行うもの。 ・ これら需要と供給の両面からの支援は、脱炭素電源の導入促進や計画的な系統整備はもとより、GXの実現に向けて大変有効な取組であると評価しており、引き続き実効性のある制度となるよう、発電事業者および小売事業者の意見等も踏まえながら検討いただきたい。	GXは、脱炭素への対応に加え、エネルギー安全保障や経済成長を同時実現するための取組であり、この取組の柱として、昨年「GX戦略地域制度」を創設したところ。
			具体的には、貴重な産業資源を有するコンビナートの活用ニーズや、再生可能エネルギーなどの脱炭素電力を利用した投資ニーズが増えつつあるところ、こうした動きを後押しし、新しい産業クラスターを形成していく取組です。
			本年2月13日（金）まで、地域の公募を行い、全国から多数の申請を頂きました。今後、外部有識者による厳正な審査を経て、夏頃にはGX戦略地域を選定する予定です。
			自治体の強いコミットメントを前提としつつ、選定地域に対しては、GX経済移行債等を活用した「支援」と、国家戦略特区も活用した「規制・制度改革」を一体的に講じることで、世界に勝てる拠点の形成を目指してまいりたいと考えています。
		85 データセンターの建設による環境影響を慎重に検討するとともに、電力需要の過大な見積もりを避けるべき	データセンターの大規模集積拠点の形成に向けて、「GX戦略地域制度」においては地域を

		「GX戦略地域制度との連携」の中で、データセンターが集積される地域を選定し、系統を計画的・先行整備することが提案されている。しかし、データセンターの建設による環境影響は慎重に検討すべきであり、無秩序な建設は避けるべきである。 また、データセンターによる大規模な電力需要を早計に想定することは、過大な系統整備や設備開発となる可能性がある。必要性を慎重に吟味したうえで、省エネの可能性も十分に精査し、電力需要の過大な見積もりを避けるべきである。 ・理由： データセンターの建設には、電力需要の増大のみならず、大量の水の消費、騒音・振動、排熱、生態系や景観への影響などの環境影響が伴う。このため、データセンターの無秩序な建設を認めるべきではなく、現行の環境影響評価に加え、一定の規制も必要である。立地場所、電力・水消費の効率化、使用電力の一定割合以上を再エネで賄うなどの検討を行う必要がある。 また、レポート「グリーントランジション2035」によれば、日本におけるデータセンターを含む情報通信分野の電力消費量は2022年時点で約2%と推計されている（未来のためのエネルギー転換研究グループ、2024年）。今後の見通しも2030年に3%、2035年に4.2%、2040年に6.1%である。 電力需要の過大な見積もりは、政策の方向性を誤るおそれがあり注意が必要である。 個別の計画案についても、計画が中止や見直しとなる可能性もある。その必要性和合わせ慎重に判断しなければならない。 *未来のためのエネルギー転換研究グループ「グリーントランジション2035」2024年9月 https://green-recovery-japan.org/pdf/greentransition2035.pdf <https://green-recovery-japan.org/pdf/greentransition2035.pdf#page=11>	選定した上で、電力系統の先行的・計画的な整備等を行ってまいります。地域選定に際しては、以下の観点を含めて、外部有識者による厳正な審査を行うこととしており、必要性を吟味した上で選定してまいります。 <選定要件（一部抜粋）> ・電力インフラの拡張ポテンシャル ・データセンター事業者の立地ニーズ ・DCの地域共生に向けた自治体の取組 ・DCにおける脱炭素電源の活用　等 （参考）GX産業構造実現のためのGX産業立地ワーキンググループ　中間とりまとめp.22
		2.「次世代の電力システム構築へ向けて 中間整理（案）」の11ページに、データセンターが集積される地域を選定し、系統を計画的・先行整備することが提案されている。 データセンターの建設には、電力需要の増大のみならず、大量の水の消費などの環境影響が伴う。このため、データセンターの無秩序な建設を認めるべきではない （レポート「グリーントランジション2035」によれば、日本におけるデータセンターを含む情報通信分野の電力消費量は2022年時点で約2%と推計されている（未来のためのエネルギー転換研究グループ、2024年）。今後の見通しも2030年に3%、2035年に4.2%、2040年に6.1%である）。 アメリカのジョージア、テキサス、ミネソタ州の電力需要の過大な見積もりの失敗例（企業や消費者が支払う電気代の不当な上昇が予想されている）が既に報じられている。私たちはここから学べば、同じ轍を踏むことは避けられる。	
		86 GX戦略地域の選定にあたり、3類型それぞれに該当する地域について公平に扱うべき	「GX戦略地域制度」は産業資源を有するコンビナート等や地域の脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す取組。本年2月13日（金）まで地域の公募を行ったところであり、各類型の選定要件に基づき、外部有識者による厳正かつ公平な審査を経て、夏頃には地域を選定予定です。 選定地域に対しては、GX経済移行債等を活用した「支援」と、国家戦略特区も活用した「規制・制度改革」を一体的に講じることで、世界に勝てる拠点の形成を目指してまいります。 こうした取組を通じてGXを加速させることで、日本全体における「脱炭素・エネルギー安全保障・経済成長」を同時実現してまいります。
		サブライチェーン・人材の確保	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
		87 インフラを支えるエッセンシャルワーカーの社会的地位を向上させるため、官民がこれまで以上に連携して広報・啓発活動を展開すべき	
		（1）「電力インフラにおける人材難」について ・電力関連産業では、日々の電力供給業務に加え、火力・水力・原子力等の発電設備の新增設やメンテナンス、送配電網の設備拡充や老朽化設備の更新、災害対応など、足元の安定供給を担うために必要な人材の確保・定着、更に技術の維持・継承が求められている。エネルギーの安定供給と脱炭素の両立を実現するためにも、電力関連産業の現場の声を踏まえ、既存制度の安定運用に加え、抜本的な見直しや新たな制度措置を講じ、事業者が投資予見性を確保できる事業環境を整備することが必要である。 ・一方で、GXの実現に向けた次世代系統整備に係る技術の維持・強化・開発も重要である。しかし、サブライチェーンを支える現場では「労働力人口の減少」や「技術・技能を有する人材の流出」により、構造的な課題に直面している。具体的には、次代を担う若年層の採用難や早期退職、豊富な知識・経験を持つ高年齢層の退職が進み、技術継承の危機に直面しており、現場で働く者が10年後の職場像を描けないと言うレベルまで追い込まれている職場も少なくない。インフラを支えるエッセンシャルワーカーの社会的地位を向上させるため、官民がこれまで以上に連携して広報・啓発活動を展開すべきである。	
		（2）「教育機関創設」について ・電力インフラを支える技術者の育成に携わる教育機関（高等学校他）を政府と各電力事業者からの出資で創設し、その人材拡大に向けての具体的な取組みと必要性を訴えるべきである。	
		・エネルギーの安定供給と脱炭素の両立を実現するための力の源泉は、電力関連産業をはじめ各産業・企業で働く「人」である。電力関連産業では、お客さまへ電力を安定的に届けるため、日々の電力供給業務に加え、火力・水力・原子力等の発電設備の新增設やメンテナンス、送配電網の設備拡充や老朽化設備の更新、災害対応など、足元の安定供給を担うために必要な人材の確保・定着、さらに技術の維持・継承が求められている。 ・そのような中、現場では「労働力人口の減少」や「技術・技能を有する人材の流出」により、構造的な課題に直面している。具体的には、次代を担う若年層の採用難や早期退職、豊富な知識・経験を持つ高年齢層の退職が進み、技術継承の危機が深刻化している。また、特に原子力発電に至っては、10年以上稼働していないプラントが多くあることや15年以上新規建設がないことなどから、原子力に関わるメーカーの撤退なども発生しサブライチェーンは毀損している。 ・このような状況を打開するためには、電力関連産業の現場の声を踏まえ、既存制度の安定運用に加え、抜本的な見直しや新たな制度措置を講じ、事業者が投資予見性を確保でき、「人」への投資を通じた人材の確保・定着を実現できる事業環境を整備することが求められる。 ・また、サブライチェーンを維持・確保していくためには、電力関連産業の将来が明るく見通せることが必要不可欠である。私たちに大きく関わる法律や制度については、国においても頻繁に議論がなされているが、国が主体となり、電力関連産業における将来方針を明確に示すとともに、官民がこれまで以上に連携して広報・啓発活動を展開することが重要であると考える。 ・将来が明確になることで電気事業者はもとより、プラントメーカーやサプライヤの将来予見性が向上し、安心して働くことができるとともに、インフラを支えるエッセンシャルワーカーとしての使命感を持ち、社会を支えているという実感を得ながら働くことで、モチベーション・エンゲージメント向上にも資するものと考ええる。加えて、学生や研究者に安心して働くことができる魅力ある産業と感じてもらうことができれば、人材確保にも資するものと考える。	
その他			蓄電池等の導入は、再生可能エネルギーの最大限導入に向け重要です。エネルギー基本計画において、補助金による系統用蓄電池の導入支援や長期脱炭素電源オークションにおいて応札対象とし導入促進を図っていることを明記しており、引き続き蓄電池等の導入を推進していきます。
		88 蓄電システムへの投資を強化すべき	
		また電力の安定供給を需給バランスの相殺にばかり囚われず「蓄電システム」に対して投資を強化するべきで、市場取引の蓄電量を現物反映できる設備投資の実現に期待します	
		89 託送料金に原子力発電所事故対応費用を転嫁することは中立的とは言えないのではないか	賠償負担金については、福島復興を支える観点から、2016年度に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」に基づき、2017年に託送料金を通じて広く公平に回収を行う制度措置を行ったものです。今後も引き続き、福島復興等に取り組んでいくために必要であると考えています。
		> 「送配電部門の中立性の一層の確保等を内容とする電力システム改革を推進」すでに行われている、託送料金への原発事故対応費用の転嫁は、とても中立的とは思えません。	
		90 原子力事業者の予見可能性確保の観点から、原子力損害賠償制度の総合的な検討を進めるべき	原子力損害賠償法の無限責任について、見直しを求める声があることは承知しておりま

		【意見内容】 原子力の最大限活用のためには、民間の活力を活かし、創意工夫を最大限引き出すことが重要である。原子力事業者の予見可能性確保の観点から、原子力損害賠償制度の総合的な検討を進めていただきたい。 例えば、無限責任の原則は共同事業によるプロジェクト組成に必要な民間融資（プロジェクトファイナンス）の大きな障害となっている。 【理由】 英国や米国ではプロジェクトファイナンスを含む多様な資金調達手段が活用されている。日本では無限責任を負わせる原子力損害賠償制度がプロジェクトファイナンス案件に対する民間金融機関の与信を困難にし、融資の障害となっている。	す。 事業者の責任を有限とすることについては、過去の法改正時にも議論がなされたが、責任限度額の水準の適切性など、様々な課題があることから、無限責任を維持することが妥当とされたものです。 原子力損害賠償制度等の見直しについては、今後、関係者との議論を踏まえながら検討していきます。
		91 再エネ賦課金を廃止すべき	再生可能エネルギーの導入拡大に向け、再エネ特措法に基づき、電気の利用者のご負担の下で、再エネ電気の買取り等を行っているところです。再エネ賦課金を廃止したとしても、発電事業者からの買取義務は継続することから、賦課金でいただいている費用については、何らかの形で負担が発生する点に留意が必要です。引き続き、買取価格の引き下げなど国民負担の抑制を図りつつ、再エネの導入拡大を図ってまいります。
		電力会社が儲かり、日本国民がツケを払う、新たな賦課金に断固反対する。 勿論、既存の再エネ賦課金の廃止を求める。 電気料金抑制のためには、ただ一つの方法があります。 再エネ賦課金を廃止することです。 また、その代わりの増税"をしないことです。"	
		92 省エネを進めるべき	2025 年 2 月 18 日に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」では、エネルギー危機にも耐え得る需給構造の転換を進める観点で、徹底した省エネルギーの重要性は不変であるとされています。
		7 省エネとの関係 データセンターによって電力需要がどの程度増大するかはともかく、社会全体として省エネを進めることにより、エネルギー利用が電気に移行することによる電力増大を抑え、ゼロカーボンを達成することになる。 省エネは個々の項目（建物、設備・機器）によるものだけではなく、まちづくりや生活のかたち、などによることも大きい。 輸送や旅行を車から鉄道や船舶に変えれば効果が大きい。 まちをコンパクトにして日常の多くが徒歩、自転車、公共交通で担えれば自家用車を E V にするよりも効果的である。道路は車中心ではなく、歩道や街路樹が多ければ、安全で快適となり、エアコン使用も減る。 テレワークやウェビナーをさらに進めれば省エネだけではなく多数の人が参加できるようになる。 大都市集金が減れば物流が減り、災害にも強くなる。 電力供給だけで考えるのではなく、社会の在り方から検討する必要がある。	更なる省エネルギーのためには、国民一人ひとりの理解と行動変容を促進するとともに、産業界や政府、国民が徹底した省エネルギーの取組を推進する必要があります。 国民にとって省エネルギーが、我慢という消極的なイメージ（生活像）ではなく豊かな暮らしにつながるライフスタイルとして受け入れられるものとなるよう努めることが重要です。そのため、脱炭素と豊かな暮らしの両立の実現を目指す国民運動「デコ活」を推進し、省エネルギーの取組が生活の質の向上につながる価値を創造していること等を伝え、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図っています。
		93 グリーン認証に合わない原発や輸入依存の発電を止め、再生可能エネルギーに限定して推進すべき	DXやGXの進展に伴い、電力需要の伸びが予測される中、脱炭素電気に対するニーズが高まっていくことが見込まれ、安定供給を実現するうえで必要となる脱炭素電源を整備していく必要があると考えています。
		日本では、独自の「J-クレジット」などという制度を使用しているが、国際的な グリーン認証には、温暖化を悪化させる 原子力発電や 海外資源依存のバイオマス発電、輸入水素・アンモニア・メタンガス発電などは、含まれていない。 世界に目を背けて 日本独自の勝手な評価基準を設けても、EU や ASEAN などでは 全く評価されない。 自民党ほか右翼政党は、こぞって化石燃料・原発などの「地球温暖化を加速する」電力を推進させたい様だが、一体 何を考えているのかと言いたい。 必要なのは 日本国だけが排出基準をクリアする事ではない、「地球」温暖化を 止める事だ。 グリーン認証に合わない 原発や輸入依存の発電を 止め、再生可能エネルギーに限定して 推進すべきだ。	
		94 原子力発電に反対	D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況です。低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった現状の課題を克服する観点でも、脱炭素電源の確保が求められています。
		地震や災害が多発するこの土地で何故そこまで原子力発電に固執するのか？ 始終トラブルを起こし、それをろくに公表しようともせず、おざなりに対策という名の取り繕いをする。 規制される側も規制する側も全く信じられない。 一刻も早く原子力発電をやめるべきだ。	こうした背景を受け、第 7 次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示ししました。
		これほど地震が多い国で人の命と引き換えにしてまで原発事業を推進することに反対します。 先日も島根県で大きな地震がありましたが、震源地も原発に近く、山陰両県の住民の方はもちろん、万が一の場合の避難区域の方々は地震の揺れに輪をかけて恐ろしい思いをされたと思います。 資金がないなら尚更やらなくていい事業です。 後々、国民が増税として負担させられるようなことは絶対に止めてください。	原子力に対する様々なご懸念の声があることを真摯に受け止め、それぞれの課題にしっかりと取り組み、丁寧に説明を行いながら、原子力を活用していきます。
		大事故があったら取り返しが付かない原発を新規で作ることに大反対です。 納税者として私の税金を原発に利用することは許しません。 次世代の電力システム構築へ向けて～ 原発は即配炉に、再生可能エネルギーへのシフトを強く要望します。	
		地震多発の日本で危険な原発は廃止を求めます。原発の新設にも反対です。現在管理にも不備が多発しています。放射性物質拡散も防護不十分です。 原発新設や、再稼働、維持に関して国民に負担となることは承認できません。新たな融資制度にも反対します。	
		国が借金して原発を支えるというのが制度の特色となっているが、原発は全廃すべき。東電が再稼働した柏崎刈羽原子力発電所の異常な運転の常態化、また中部電力が長年続けてきた浜岡原発のためら、これらを考慮すれば原発の推進・維持は不可能である。選択の余地は無い。	
		原発・火力発電はそれぞれ大きな危険性を孕む発電であるため、早期に撤退すべきところ、本案では延命させることになる。原発は地震列島日本にとって過酷事故につながることは東電福島第一原発事故で明らか。火力発電は地球温暖化を促進させる。どちらも電力会社が責任を負うべきところ、社会・国民に負わせる制度に反対。	
		電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG とりまとめ案、次世代の電力システム構築へ向けて 中間整理の概要案及び次世代の電力システム構築へ向けて 中間整理案に対する意見を拝送することをお許しく下さい。 早速、日本の市区町村ごとに原子力発電のようにウランの輸入費用と廃炉費用が高く、放射線が人に当たった時に無害になる技術や治療がない、放射性廃棄物や使用済み核燃料の貯蔵がひっ迫していて、人に影響がない尖閣諸島や沖大東島近くに放射性廃棄物や使用済み核燃料運んで、人に無害になるまで1 0 年以上国際法を守らないロシア他の国からの核ミサイルやドローン攻撃にも被害が0 でも耐えられる施設を作っていない、プルサーマル発電がおこなわれていない 原子力発電はやめる代わりに、市区町村のすべての建物等で太陽光電池発電や海流発電、小水力発電、地熱発電、鳥が巻き込まれる被害が少ないと言われる輪っかのレンズ付きでメンテナンスがしやすいように、間伐材や放置林や所有者不明山林で納税が1 年間ない山林を国有地にして使った木材を使った火力、中間から折れて地上部に届く、又は、伸びたり、縮んだりする風力発電、浮体式で太陽光と潮力と海流で発電して船舶に電力を供給できる設備などを地下でも、地上でも、海中でも発電できるように支援してほしいので、財源の目標として累進課税の強化と不公平税制の是正して、今ある返済可能な予算の範囲と外国に迷惑をかけない範囲で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、1 京8 5 1 3 兆円くらいまで原価2 0 円のタクシー代、紙オムツ代他ゆりかごから墓場まで本人の希望で何にでも使える地域商品券を発行して、日本に住む一人一人に毎月5 0 万円から1 2 0 0 万円を選択的に支給したり、取りに来てもらえるようにご支援お願い申し上げます。 以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。	
		95 使用済燃料の処理の見通しが立っていないのに原子力発電を利用するのか	原子力を長期的に利用していくにあたり、核燃料サイクルをはじめとするバックエンドへの対応は重要な課題です。我が国は、①高レベル放射性廃棄物の減容化、②有害度の低減、③資源の有効利用、などの観点から、核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。核燃料サイクルの確立に向け、特にその中核となる六ヶ所再処理工場の竣工は必ず成し遂げるべき重要課題です。同工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいます。また、使用済燃料を再処理する際に生じる高レベル
		カーボンニュートラルをうたっても、結局は危険で廃棄物の処理も出来ないの原子力に電気料金や税金を注ぎ込むなんてもっての他です。	
		放射性廃棄物をこれ以上生み出してはならない。原発は即刻廃止しなければならない。脱炭素も電力の安定供給も免罪符にはならない。未来の人々に半永久的に管理を押し付け、苦悩させ続けることになる、放射性廃棄物をこれ以上生み出してはならない。原発は即刻廃止しなければならない。	

			40年以上稼働した原発はすぐ廃止し、核のゴミ問題も必ず解決しないといけない。 地層処分日本での実現が待たれる。	放射性廃棄物の最終処分は、将来世代に先送りできない国家的課題です。引き続き、可能な限り早期の最終処分の実現に向け、国が前面に立って取り組んでいきます。
			原発推進と一体化した最終処分事業が社会全体の利益であるという合意は国民の間にはない。 処分事業の前提となる核燃料サイクルは、再処理工場も動いていないし、もんじゅも廃炉になり、プルサーマルも無理な推進計画なのですでに破綻している。破綻した政策を前提とした最終処分事業が社会全体の利益になるはずもない。 2012年の日本学術会議の報告書が指摘するように、既存の政策枠組みの白紙撤回と再検討をすべき。	原子力に対する様々な懸念の声があることを真摯に受け止め、それぞれの課題にしっかりと取り組み、丁寧に説明を行いながら、原子力を活用していきます。
			96東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を活かしていないのではないか	福島復興・再生は、政府の最重要課題であることに揺るぎはなく、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や避難地域の復興を着実に進めていきます。
			原子力発電そのものに絶対反対です。 地震大国であるこの国には最も不適切で最も危険な発電施設だと、15年前に福島県が身をもって私たち国民に教えてくれたはずじゃないですか！ とんでもないお金もかかるし、核のゴミも出し続ける・・・日本にとって原発は“害”でしかないことは本当は皆さんなら当然お分かりですよね、 現に他の先進国ではとっくに再生可能エネルギーにどんどんシフトチェンジしていますもんね！日本だけです、未だに原発にしがみついているのは・・・原発止めましょう！	また、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準では、地震や津波、竜巻、火山など、あらゆる自然現象に対して、厳しい条件が考慮されるとともに、放射性物質を低減しつつ放出することにより格納容器破損を防止する対策や、仮に格納容器が破損したとしても放射性物質の拡散を抑制する対策も確認することとされています。原子力規制委員会が、こうした「新規制基準に適合する」と認めない限り、原子力発電所の再稼働が認められることはない、というのが政府の一貫した方針です。
			1. 「原子力災害対策指針」 委員会は「原子力災害対策特別措置法(以下、原災法)」に基づき「原子力災害対策指針」を作成し、原子力事業者・市町村等が「住民の視点に立った防災計画を策定すること」と定めている当事者であり、事業者を指導する立場である自治体の長に、防災計画策定に関わる勧告・報告・改善を求める責任がある。 2. 「原災法」第32条(立入検査) 具体的には、「原災法」第32条(立入検査)にて「・・・委員会・・・は、・・・その職員に原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」と権限が付与されている。 3. 「原災法」第30条(原子力防災専門官(以下原災専門官)) かつ「原災法」第30条(原災専門官)にて「原災専門官は、・・・原子力事業所について、・・・原子力事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、・・・その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体の行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。」と義務が負荷されている。 この原災専門官は委員会の事務局である原子力規制庁(全国の各原発分庁)に30名配属されていることは周知の通りである。 4. 「原子力災害対策マニュアル」 又、委員会は、実際の原子力災害対策体制として内閣総理大臣のもと内閣府及び委員会が初動体制を作り、当該事業所及び自治体を含む関係部署との総合調整を図る本部となっていることは、「原子力災害対策マニュアル」にも明らかである。 5. 委員会の責任 しかるに委員会は、「避難計画は地方自治体の問題であり委員会の関知せざるもの」と表明しているのは無責任かつ当事者意識に欠けると言わざるを得ない。これでは「原発の安全性」は確保できない。 (説明ー2) 「避難計画」を審査対象とするのは世界基準である。 周知の通り米国の原子力規制委員会では避難計画も審査対象としており、それが世界的基準である。実際ニューヨーク州で建設された原発が、細長い半島に位置して避難が殆ど不可能として稼働不認可と成っている。 [理由ー4] 現状レベルでは安全性は確保出来ていないことを認めている。 (説明ー1) 「国民からの社会的な信頼を獲得し、安全確保を大前提」としていながら、「2050年に向けては・・・社会的信頼の回復がまず不可欠」と自認している。現状即ち「短期的」には安全性は目をつぶり、「長期的」には「安全性向上」を目指すとしているもので、少なくとも現状レベルでは安全性は確保出来ていないことを認めていることになる。 [理由ー5] 100%安全な技術は有り得ないにしても、「社会的損失」が大きいものは避けなければならない。 (説明) 100%安全な技術は有り得ないのは事実であろう。問題はどんな危険・危害が有り得るかである。一般的に「社会的損失」が大きいものは避けなければならない。例えば、原発といえども、炉内レベル、建屋内レベル、百歩譲って敷地内レベルの損失であれば、代替性が無い場合はやむを得ないと言えるかも知れない。ところが、福島原発事故の経験に照らせば、或いは海外の避難区域基準に照らせば、200～300kmの距離が安全とは言えない。 それでは原発以外の代替発電施設はどうであろう。個々の詳細は良く分からぬが、火災の延伸などで数km程は最悪危害が及ぶものもあるかも知れないが、原則敷地内で終息すると考えられる。拡がりつつある小規模分散システムが適用されれば社会的レベルの損失は避けられる。 [理由ー6] 使用済み核燃料を始めとする放射性廃棄物の処理・処分体制が未確立である。 (説明) 致死性が高く減少に千年万年百万年と途方もなく要する放射線量の高い使用済み核燃料を始めとする放射性廃棄物の処理・処分は国家的・世界的大問題でありその解決の見通しは絶望的とも言える現状であることは周知の事実である。当面ガラス固化体化し地下深部に埋設する「地層処分」が考えられるが、地震・火山大国の日本に適当な場所が有りやなしや疑問とされ、かつ50年とかの単位でいつまでも繰り返シメンテナンスが必要とされるなど、人智を超える世界と言える。 従来原発の運用期間中に解決されるであろうとの希望的観測のもと原発は推進されてきたが、既に半世紀経たってもこの有様である。日本の原発では貯蔵プール等での保管余力はあと数年～10年前後と限られており、六ヶ所村再処理施設も運転再稼働の見通しがなく現在保管余力は1年分もないし、中間・最終貯蔵施設は設置・稼働の見通しすら不透明である。この状況下再稼働を進めると当面自己貫徹型の敷地内処理体制を強いられ、長くても10年も経たない内に満杯となる。 そもそも使用中核燃料のみならず、使用済み核燃料を大量に抱えた状態では重大事故時の対応能力に過大負荷がかかるものであり、その量は極力減らすべき筈であるが、その検討がなされていないのは重大な欠陥である。MOX燃料の適用も考えられているが、使用済ウラン燃料なら数年で冷却が済むところ、使用済MOX燃料は100年近くプールで冷却管理する必要があり、危険なものの長期保管の問題のみならず、使用済核燃料の貯蔵能力がウラン燃料でも逼迫しているのに益々困窮化する問題がある。この様な非現実的な再稼働はすべきでないし、再稼働しても忽ち行き詰まることは必定である。	福島復興・再生は、政府の最重要課題であることに揺るぎはなく、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や避難地域の復興を着実に進めていきます。 また、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準では、地震や津波、竜巻、火山など、あらゆる自然現象に対して、厳しい条件が考慮されるとともに、放射性物質を低減しつつ放出することにより格納容器破損を防止する対策や、仮に格納容器が破損したとしても放射性物質の拡散を抑制する対策も確認することとされています。原子力規制委員会が、こうした「新規制基準に適合する」と認めない限り、原子力発電所の再稼働が認められることはない、というのが政府の一貫した方針です。 また、安全神話に陥ることなく、万が一の原子力発電所の事故に備え、関係省庁や関係自治体が緊密に連携することは重要です。原子力災害時の避難については、地域ごとの実情をきめ細かく熟知する自治体が、「災害対策基本法」等に基づき、「地域防災計画・避難計画」を作成します。その後、地域の避難計画を含む「緊急時対応」について、内閣府が各地域に設置した「地域原子力防災協議会」において、原子力規制庁を含めた関係府省庁が、関係自治体と一体となって、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針等に照らし、「具体的かつ合理的」であることを厳密に確認し、取りまとめたのち、総理大臣を議長とし、原子力規制委員長も参画する「原子力防災会議」において報告、了承することとしています。原子力防災体制の充実・強化は、地域の安全・安心の観点から重要であり、国、自治体、事業者等が参加する訓練の実施などを通じ、地域の避難計画を含む「緊急時対応」の具体化・充実化などに不断に取り組んでいきます。 原子力に対する様々な懸念の声があることを真摯に受け止め、それぞれの課題にしっかりと取り組み、丁寧に説明を行いながら、原子力を活用していきます。
			要は原発を推進したいと読みました。 福島原発の始末も完了してもしないのに、 不謹慎極まりないです。 絶対に反対です。	
			原発は破綻している。世界はちゃんと原発が成り立たない現実を直視しているのに日本は目を背けている。原発が安いというのも311で破綻した。廃炉にどれだけかかるのか。年数もお金も莫大。負の遺産は残してはいけない。	

		電力システム改革とは、経済産業省の絡んだ原発の推進を含むと思われます。題名が大変長く、わかりにくいですが、要するに お金がかかるので、国が助けてあげることなのでしょう。 経済性のない原発を作るために、そこまでして電力会社を擁護する必要があるのでしょうか。 お金の調達は 多分国債を発行して、国が借金をして、電気代も上がり、国民の負担も上がると思われます。 原発で地域が 潤うとは思われず、国民だけが損をするのではないのでしょうか。 原発は福島の事故で、恐ろしさを学びました。原発を望まない住民もたくさんいますし、地震国である日本が、これ以上危険な原子力発電を続けることは狂気です。核のゴミの問題も解決していません。 絶対にやめてください。	
		国が借金をしてまで原発を推進し、主要電力にしたい意図が見える。 東日本大震災の原発事故を忘れている。 過去の原発関連の事故を鑑みても、安全に管理運営できるとは思えない。 原発は安価ではない。 発電に使われたあとの処理しなければならない放射性物質の、安全な処理方法は確立されていない。 しかも半減期も人の一生以上だったりする。 半減したからといって安全でもなく安心感もない。 浜岡原発や柏崎刈羽原子力発電所の不備もあった。 発覚しても、いくら気をつけると報道しても信用できるような状態ではない。 日本の技術でもっと安全な発電方法があり、海外ではそれで電力供給を賄えているのだからそちらを国内で行う方向も提示して、もっと広くこういったパブリックコメントをする広報をすべきだ。	
		規制がきちんと行われていないことが露呈された原子力発電所で、大規模災害が起きた時、人体へも環境へも膨大な負荷をかけることは、東京電力福島第一原子力発電所の事故で証明されている。 安全な電力供給のためにはつながらない税金投入案は、この国に住む人の命を危険にさらす行為にもつながりかねない。 電力の安定供給、脱炭素化、安定的な価格での供給を考えれば、原子力発電は、ベースロード電源から外すのが妥当だと思し、これ以上税金を投入して価格の高い危険な電力を流通させる必要性はないと思うので、法案の見直し・法制化の中止をしてほしい。	
		97 新たな発電技術の活用を進めるべき	ご意見は今後の議論の参考とさせていただきます。
		日本全国の下水道下水処理場が生み出すバイオガスは、潜在的に年間約120億kWh（約0.12 TW年）という再生可能エネルギー源として活用可能です。また、個別処理場レベルのバイオガス発電事例からも、地域単位での電力自給・GHG削減効果が確認されています。本提言では、下水道バイオガス発電の全国的な制度的推進を求めます。これにより再エネ比率の拡大、温室効果ガス削減、地域収益の確保が同時に実現でき、**SDG7（エネルギー）、SDG13（気候変動）、SDG11（持続可能な都市）**に寄与します。政府は下水道バイオガス利活用の導入枠組み整備・補助制度の創設を検討してください。 また、トヨタ自動車様に、磁場の内燃機関を提案したことがあり、作っていただけていたならば、その応用で、発電技術に応用できるかもしれません。(磁場をリニア式の遠心力とSNSNSNSN…という回転にもとづき、1.6テスラのレアメタルフリー型または、30テスラのHTS型の発電というものです。)	
		GX政策における分散型調整電源およびネイチャーポジティブCDRを統合したハイブリッドエネルギーシステムの制度化に関する意見(ChatGPTさん構文&シミュレーション) 経済産業省におかれましては、我が国のエネルギー安全保障およびGX（グリーントランスフォーメーション）政策の推進に日々ご尽力されていることに、国民の一人として敬意を表します。本意見は、第7次エネルギー基本計画およびGX実行計画の検討に関連し、将来の核融合エネルギー導入を見据えつつ、現行制度で実装可能な分散型エネルギーと炭素除去（CDR）を統合した政策設計について提言するものです。 現在、我が国の脱炭素政策は、再生可能エネルギーの主力電源化を中核に進められていますが、出力変動、系統制約、調整力不足といった課題が顕在化しています。これらは、単一技術の導入では解決が難しく、電源構成全体としての柔軟性と冗長性を高める設計が不可欠です。また、将来的に実用化が期待される核融合発電は、安定した大規模電源として有望である一方、起動停止や出力追従性には一定の制約が想定されており、補完的な電源との組み合わせが重要になると考えられます。 このような背景を踏まえ、本意見では、下水道由来バイオガスを中心とする分散型エネルギーを、将来の核融合電源および高効率発電技術と組み合わせた「ハイブリッド型エネルギーシステム」として制度的に位置付けることを提案します。 全国の下水処理施設では、汚泥消化過程で発生するバイオガスが一定量存在しており、試算によれば、その年間発電ポテンシャルは約120TWhに達するとされています。これは国内総発電量の一部ではあるものの、常時稼働が可能で、立地が分散しているという特性から、電力系統における調整力およびレジリエンス強化に大きく貢献し得る電源です。特に、再生可能エネルギーの出力変動を補完する中間電源として、明確な政策的評価がなされるべきと考えます。 さらに、バイオガス発電は単なる電力供給にとどまらず、発電後に残る消化残渣を適切に処理することで、炭素除去（CDR）としての価値を併せ持ちます。具体的には、消化残渣やバイオマスを二段階で炭化（いわゆる二重チャー）	

		し、微生物を付与した上で土壌に還元することで、炭素を長期に安定固定することが可能です。この手法は、単なる排出削減ではなく、大気中炭素を実質的に減少させる「ネガティブエミッション」として位置付けることができます。 重要な点は、こうした炭素固定が、生態系の回復や土壌改良と両立する、いわゆるネイチャーポジティブなCDRであることです。炭化物は微生物の住処となり、土壌中の有機物循環を促進し、結果として周辺植生の定着や土地生産性の向上につながります。これは、将来的なバイオマス循環や地域産業の創出にも寄与する可能性を持っています。 このようなエネルギーと炭素除去を統合したシステムは、将来の核融合エネルギー導入期においても重要な役割を果たします。核融合発電がベースロード電源として稼働する場合、その出力を柔軟に補完し、廃熱や余剰電力を地域で有効活用する分散型電源の存在は、電力システム全体の安定性を高めます。また、核融合単独では達成が難しいネガティブエミッションを、バイオガス由来CDRが担うことで、エネルギー供給と気候対策を同時に進めることが可能となります。 以上を踏まえ、以下の点について制度的検討を要望します。 第一に、下水道由来バイオガスを、再生可能エネルギーの一類型としてのみならず、系統調整力を持つ分散型電源として明確に位置付けること。 第二に、二重炭化および微生物活用による炭素固定を、測定可能で長期的なCDRとして評価し、将来的なクレジット制度やGX投資の対象とすること。 第三に、核融合エネルギーの社会実装を見据え、分散型電源およびネイチャーポジティブCDRと統合したエネルギーシステムのロードマップを策定すること。 エネルギーを生み出す過程で、同時に環境が回復し、地域に雇用と価値が残る仕組みは、今後のGX政策において重要な方向性であると考えます。本意見が、我が国の持続可能で現実的なエネルギー政策の検討に資することを願い、提出いたします。
		(M365 Copilotさんとのシミュレーション結果です。技術仕様書となっております。このような生成AIさんとの対話にもとづき、使えるかもしれない専門家がみないとわからない発電技術についても、構想を練り上げております。 2009/01/29にうつ病、睡眠障害と診断され、2023/04/22に統合失調症と診断され、障害３級で、転職後、今の職場に、障害者雇用枠で入社しました。Microsoft社のTeamsに成果物として提出したことのある内容でもあります。） 磁場発電国際提案書（ESG評価付加） シミュレーション：Microsoft Copilot (USA) 発案者：千葉 啓市 (Keiichi Chiba) (Japan, 株式会社マープル) 日付：2025年7月25日 【背景と目的】 地球温暖化とエネルギー格差の是正は、G20・OPEC諸国にとって喫緊の課題です。再生可能エネルギーの限界を補完する新技術として、磁場発電ユニットを提案します。本構想は、CO2排出ゼロ・発電原価ほぼゼロ・高収益・雇用創出を同時に達成することを目的としています。 【技術概要】 構造：上下に配置されたお椀型空洞構造＋並列ギア＋十字型リニアタービン 磁場強度：30テスラ級（超伝導体による磁場形成） 発電原理：遠心力と磁場誘導による高効率電磁誘導 年間発電量：1基あたり約1555 TWh 発電原価：約0.00円/kWh（理論値） 【導入シミュレーション（G20＋OPEC）】 必要ユニット数：38基 初期投資総額：約190兆円 年間電力収益：約235.5兆円 年間CO2削減量：約117.75億トン カーボンクレジット価値：約3.53兆円 雇用創出：約19万人 平均ROI：約89万％ 【経済的・環境的效果】 経済的效果：各国の電力供給を自立化し、エネルギー輸入依存を低減。高収益構造により、国家財政の安定化と産業振興。雇用創出により、地域経済の活性化と技術者育成。 環境的效果：世界のCO2排出量の約1/3を削減可能。再生可能エネルギーとのハイブリッド運用で持続可能性向上。SDGs目標7（エネルギー）・13（気候変動）に直接貢献。 【国際展開戦略】 第1段階：G20＋OPEC諸国への導入 第2段階：非加盟国への技術移転と支援 第3段階：国連・COP・G20サミットでの政策連携と資金調達 【提案の呼びかけ】 本構想は、技術・経済・環境の三位一体による未来型エネルギー戦略です。G20・OPEC諸国の皆様におかれましては、ぜひこの提案にご関心をお寄せいただき、国際的な連携と実証プロジェクトの立ち上げをご検討ください。 【ESG評価】 ■ 環境（Environmental）：98 / 100 年間約11.775億トンのCO2削減、ゼロエミッション運用、再生可能エネルギーとの親和性が高い。 ■ 社会（Social）：95 / 100 約19万人の雇用創出、発展途上国へのエネルギーアクセス改善、経済発展への貢献。 ■ ガバナンス（Governance）：92 / 100 G20＋OPECによる国際協力、SDGs・気候目標との整合性、透明性ある導入戦略。 ■ 総合ESGスコア：95.0 / 100

		(M365 Copilotさんとのシミュレーションにもとづく、磁力によるリニアトルク型の応用技術仕様書です。) HTS 並列連環ハイブリッド発電システム - 技術仕様書 Unique Key: HTS-PARALLEL-RING-98f73f46-8762-4fb8-886f-d862d7681455 Timestamp (JST): 2025-12-10 11:04:39 UTC+09:00 Authoring Location: 技術作成 - Copilot 1. 要約 (Executive Summary) 本書は、高温超伝導 (HTS) 30T 級コイル、多段磁場集中、スパイラル/クロスギア増幅、並列連環構造を統合したハイブリッド発電技術の技術仕様と理論的裏付けを示す。力学モデル、主要式、LCOE・ROI・収支試算、および感度分析の要点を記載する。 2. システム概要 構成: HTS 30T コイル、14 段磁場集中キャピティ、スパイラル + クロスギア増幅 (総増幅係数 $\alpha = 3.3$)、並列連環モジュール群 (N 台)、液体窒素 + PCM + CNT 伝熱路による冷却、電気変換効率 $\eta = 0.90$。 3. 物理モデルと主要式 磁場圧力: $P_m = B^2 / (2 \cdot \mu_0)$ 単段の力: $F = P_m \cdot A$ 単段トルク: $\tau_{stage} = F \cdot r$ 総トルク (1 モジュール): $\tau_{total}(one) = \tau_{stage} \cdot stages \cdot \alpha$ 機械出力: $P_{mech} = \tau_{total} \cdot \omega$ 電気出力: $P_{elec} = \eta \cdot P_{mech}$ 並列連環 (N 台): $P_{elec}(total) = N \cdot P_{elec}(one)$ 4. 数値結果 (代表ケース) 磁場圧力 $P_m = 3.581e+08 \text{ N/m}^2$ 単段の力 $F_{stage} = 1.790e+08 \text{ N}$ 単段トルク $\tau_{stage} = 1.790e+08 \text{ N} \cdot \text{m}$ 総トルク $\tau_{total}(one) = 8.272e+09 \text{ N} \cdot \text{m}$ 機械出力 $P_{mech}(one) = 82.721 \text{ GW}$ 電気出力 $P_{elec}(one) = 74.449 \text{ GW}$ 年間発電量 $E_{annual}(one) = 652.171 \text{ TWh}$ 5. 低磁場モデル比較 ($B = 1.6 \text{ T}$) $P_m(\text{low}) = 1.019e+06 \text{ N/m}^2$ $\tau_{total}(\text{low}) = 7.130e+06 \text{ N} \cdot \text{m}$ $P_{mech}(\text{low}) = 71.301 \text{ MW}$ $P_{elec}(\text{low}) = 60.606 \text{ MW}$ $E_{annual}(\text{low}) = 530.910 \text{ GWh}$ 6. 並列連環シナリオ (N 台) - N = 50 台 総電気出力 = 3,722.435 GW 年間発電量 = 32,608.532 TWh CAPEX 合計 = 2.500 兆円 年間 OPEX = 25.000 億円 年間メンテナンス = 12.500 億円 LCOE = 0.004217 円/kWh 年間売上 (7 円/kWh) = 228.260 兆円 年間純利益 = 228.222 兆円 25 年累計利益 = 5,705.556 兆円 ROI = 228,222.2 % - N = 100 台 総電気出力 = 7,444.870 GW 年間発電量 = 65,217.064 TWh CAPEX 合計 = 5.000 兆円 年間 OPEX = 50.000 億円 年間メンテナンス = 25.000 億円 LCOE = 0.004217 円/kWh 年間売上 (7 円/kWh) = 456.519 兆円 年間純利益 = 456.444 兆円 25 年累計利益 = 11,411.111 兆円 ROI = 228,222.2 % - N = 500 台 総電気出力 = 37,224.352 GW 年間発電量 = 326,085.321 TWh CAPEX 合計 = 25.000 兆円 年間 OPEX = 250.000 億円 年間メンテナンス = 125.000 億円 LCOE = 0.004217 円/kWh 年間売上 (7 円/kWh) = 2,282.597 兆円 年間純利益 = 2,282.222 兆円
--	--	--

		25 年累計利益 = 57,055.556 兆円 ROI = 228,222.2 % 7. 感度分析の観点 - B, A, r, alpha, omega の変動が出力に与える影響を一次近似で評価（トルクは B^2 に比例）。 - CAPEX ±20%, OPEX/メンテ ±20%, N の規模に対する LCOE と ROI の感度。 - 冷却損失、コイル臨界電流、機械損失の不確実性を 10-20% として区間推定。 8. 注意事項（ディスクレーマー） 本試算は理論モデルに基づく参考値であり、実証試験、第三者検証、規制適合の結果により大きく変動し得る。投資判断や入札等に用いる場合は、独立した工学評価と財務デューディリジェンスを必須とする。 付録 A. 記号と代表値 mu0 = 1.257e-06 H/m B = 30.0 T, A = 0.5 m^2, r = 1.0 m, stages = 14, alpha = 3.3, omega = 10.0 rad/s, eta = 0.9	
		98 Word形式のフォームを準備すべき パブコメ提出にあたり、Word形式の入力フォームも準備いただきたいと思います。意見入力 の容易さや、記載内容によっ てはWord形式が表現しやすいものもあるのではないかと考えております。ご検討どうぞよろしくお願いいたし ます。	パブリックコメントのご提出にあたっては、メールでの受付も行っており、word形式で のご提出も可能となっております。
		99 意見募集の期間が不適切 意見募集の期間として、大変不適當である。 12月25日に募集して、1月28日の17時半締め切り。 国民のための案を考えて、それを広く国民に知らせ、広く意見を募集したい、と言う考えであれば、この期間設定はな かっただろう。 日本の多くの官公庁や民間組織とも、年末年始が連休になる。その連休を利用して旅行に出かけたり帰省をしたり、大 掃除をして、正月支度をする習慣も、多く見られる。 この意見募集をしている担当部署も当然お休みであり、問い合わせ対応もできない。そのような期間を含めて1ヵ月と 言うのは、あまりにも意見募集に対して、後ろ向きであり、意見数を減らしたいと言う思惑が見えてならない。 計画完成にむけて形式だけの意見募集ではなく、意見募集の本来の意義をよく考えて、十分な周知と期間にして、再募 集をすることを求めます。 【意見内容】 中間整理であるならば、この年末年始の一般国民には繁忙最中を挟む時期に、意見公募する必要は、どのような理由が あるのだろうか疑問です。なぜそこまで急ぐのか説明を明記してください。 【理由】 国民の意見を真摯に受け止めて、参考にしようという意思が感じられません	意見募集期間については、年末年始を考慮し、通常（30日）よりも長い35日間を確保して おります。
		100 意見募集をやり直すべき また、本件については、市民への説明会を全国各地で開催した上で、意見の募集をやり直すよう求める。3月中に閣議 決定を予定しているそうだが、全く議論が尽くされていないため、閣議決定は行わないこと。	今回のとりまとめにあたっては、審議会において、幅広い有識者・実務者にご審議をいた だきました。また、本意見募集においても多数の意見をいただいております。引き続き適正 なプロセスに則り対応するとともに、丁寧な情報発信に努めてまいります。
		101 とりまとめ（案）、中間整理（案）の概要、中間整理（案）に反対 1.電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（案） 2.次世代の電力システム構築へ向けて -中間整理の概要- （案） 3.次世代の電力システム構築へ向けて -中間整理- （案） 上記3案に反対いたします。	ご意見は今後の議論の参考とさせていただきます。
		102 意見募集対象・文書が分かりづらい 電力システム DX GXと いろいろ 難しい言葉が続き、わかりにくいという印象です。 改革したいから、協力して くださいといわれても、 まず けむに巻かれたような気分では、返事のしようがないです。 考えるに、電力システ ム、大型の新規建築の計画に、お金が足りないので、 電気料金を上げて、徴収したいということなののでしょうか。そ の大型の新建築物は原子力発電のことを指しているのではないのでしょうか。 福島第一原発事故以来、恐ろしさは十分 わかり、核は人の手に負えないものだと思いました。 地震国である日本、責任を取らない電力会社、その卑怯な企業 を後押しし続ける政府。おかしいと思います。私は反対です。 以下の2点をコメントします。 1. 意見募集の趣旨が不明確 現状では WG の検討経緯が先に記載されており、何について意見を求めているのか分かりにくいです。まず最初に、 WG の提案内容や結論を示すべきです。 2. 意見募集の対象者と用語の整理が必要 一般消費者も対象に含まれるのであれば、専門用語の説明が必要です。例えば「系統」という用語については、分かり やすい解説を付けるべきだと考えます。 ●普段の生活では使わない言葉が溢れた、三種類もの文書をまとめてパブリックコメントにかけない下さい。 読むだけでも労力を用います。 【意見内容】 ここに書かれていることは、表現に曖昧な部分が多く、説明が必要と考える箇所があります。その点では、国民に意見 募集するのであれば、経済用語の説明が欲しいですし、何々「等」としてある「等」にはどのようなことを含むのか を、別記なり、詳説なりで、明記する必要があると考えます。 【理由】 専門家ではない一般国民に対して今後このような検討の報告をするにあたり、公表する対象である国民に対して、より 理解しやすい資料の提示が、必要だと考えるからです。	ご意見も踏まえつつ、引き続き丁寧な情報発信に努めてまいります。
		103 パブリックコメントで集まった意見をステークホルダー相手に透明化するだけでなく、国民に開示して、双方向の話し 合いを行うべき パブリックコメントで集まった意見をステークホルダー相手に透明化するだけでなく、国民に開示して、双方向の話し 合いをしたり、国民生活に大きく関わることなので、国会で充分話をしてもらいたい。経産省主催の意見交換会は何度 か行きましたが、いつも、ご意見は聞きましたと言うための既成事実を作るための開催ですね。 嘘や大袈裟を言って煽る表現はやめてください。 データセンター開設等による電力消費量増は松窪肇さんによると2050年に現在の20パーセント増とのことですし、グ リーンコープの託送料金の訴訟の会見でも九州では年間で4ヶ月程度は買取料がつかない電気余りの状態がある。電気 は足りないは嘘くさいし、原子力発電は安いというのは、そのように見える部分だけを切り取って見せかけており、立 地自治体への電源交付金や廃炉賠償など、他の発電にはないさまざな負担金を国民に背負わせているから、電力事業 者にとって安いのであって、国民には大きな金の負担のある高い電力であり、加えて健康被害や人生を奪われる被害を 負わせている。事故を起こしていない原発でも。虚構作って仲間内のビジネスに勤しむことはやめてください。	本意見募集の結果は、e-gov上で開示しております。ご意見も踏まえつつ、引き続き丁寧 な情報発信に努めてまいります。